

平成27年第2回東大和市議会定例会会議録第13号

平成27年6月19日（金曜日）

出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 8番 | 関田貢君 | 9番 | 中村庄一郎君 |
| 10番 | 根岸聡彦君 | 11番 | 押本修君 |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君 |
| 14番 | 関野杜成君 | 15番 | 和地仁美君 |
| 16番 | 佐竹康彦君 | 17番 | 荒幡伸一君 |
| 18番 | 中間建二君 | 19番 | 東口正美君 |
| 20番 | 木戸岡秀彦君 | 21番 | 床鍋義博君 |
| 22番 | 中野志乃夫君 | | |

欠席議員（1名）

7番 森田憲二君

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 関田新一君 | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 櫻井直子君 |
| 主事 | 須藤孝桜君 | | |

出席説明員（33名）

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 並木俊則君 |
| 企画財政部参事 | 田代雄己君 | 総務部長 | 北田和雄君 |
| 総務部参事 | 鈴木俊雄君 | 市民部長 | 広沢光政君 |
| 子ども生活部長 | 榎本豊君 | 福祉部長 | 吉沢寿子君 |
| 福祉部参事 | 尾崎淑人君 | 環境部長 | 田口茂夫君 |
| 都市建設部長 | 内藤峰雄君 | 学校教育部長 | 阿部晴彦君 |
| 学校教育部参事 | 岡田博史君 | 社会教育部長 | 小俣学君 |

行政管理課長 五十嵐 孝 雄 君
情報管理課長 菊 地 浩 君
子育て支援課長 高 橋 宏 之 君
子ども生活部 井 上 誠 二 君
副 参 事
市民生活課長 田 村 美 砂 君
環 境 課 長 関 田 孝 志 君
学校教育課長 岩 本 尚 史 君
社会教育課長 村 上 敏 彰 君
選挙管理委員会 塚 原 健 彦 君
事務局 長

秘書広報課長 鈴 木 尚 君
産業振興課長 乙 幡 正 喜 君
保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
青少年課長 中 村 修 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
都市計画課長 神 山 尚 君
学 校 教 育 部 事 小 板 橋 悦 子 君
副 参 事
中央図書館長 関 田 実 千 代 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、18番、中間建二議員を指名いたします。

○18番（中間建二君） おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして再質問をさせていただきます。

きのうは市長の2期目の市政運営の中で、どのようなまちづくりのビジョンを持っているのかということでお尋ねをしておりました。本来であれば、所信表明、ぜひ行っていただきたいかったわけでありますけれども、現状では基本姿勢として4年前の所信表明を継続されるということでありました。そうであれば、今後この市長の2期目の市政運営の中でのまちづくりビジョンとして、どういうものを示していけるのか、こういうことを考えたときに、前回の平成27年第1回定例会におきましては、地方創生先行型の交付金を活用した補正予算が計上され、まち・ひと・しごと創生法に基づいて、既に東大和市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が進められているというふうに認識をしております。この地方版総合戦略の策定においては、5年後の2020年までの基本目標と成果指標が示されることとなっております。この中で、改めて尾崎市長のきのう御答弁いただいた5つの基本姿勢に6つの施策、そして日本一子育てしやすいまちを盛り込んだ中で、市民にわかりやすいまちづくりビジョンというものを、ぜひ取りまとめていただいて示していただきたいというふうに考えておりますけれども、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

まち・ひと・しごと総合戦略の策定につきましては、現在、庁内におきまして検討委員会、それから作業部会、個別の事案検討チームを設置いたしまして検討を行っております。また市民の方々や専門の有識者で構成する創生会議、こちらのほうも設置をいたしまして意見を聴取するというのを、スタートを切っております。この中で、総合戦略の中で当然市長の施策、そして市の政策等も、この計画の中では2020年、5カ年ということでございますが、10年、20年、30年先を見据えた中の2020年までの計画を検討し、政策等を含めて検討を進めていくということになっております。ですから、その検討の内容によって、公表するものは公表していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 尾崎市長のきのうも御答弁いただいた4年前の所信表明の中では、5番目の財政の健全化の取り組みの中で、このように述べられております。「市財政が、いかに厳しい状況にあっても、将来への対応を決して怠らず、社会的・経済的弱者への視点を見失わないように努め、財政安定に向けてのわかりやすい目標を設定して、市民の方々に明らかにしてまいります。また、市が展開する各種事業の内容と経費を分析して、費用対効果が明らかに見えるような方法を検討してまいります。」4年前の所信表明の中では、このように述べられているわけでございます。私も全く賛同できる内容でありますけれども、このような市長の基本姿勢は、まさにこの総合戦略の策定における数値目標の設定、またKPIと呼ばれる重要業績成果指標を設

定し、アウトプットではなくアウトカムに関する数値目標を設定する、こういう考え方と重なってくるものではないかというふうに考えております。

この後の具体的な数値目標を示すべきではないか、また市民への情報発信をどのように行っていくのか、ここにも関係するわけですが、この総合戦略の策定の中で、市長のこの所信表明の基本的な考え方、そして総合戦略のそもそもの考え方と重ね合わせれば、ここにしっかりと取り組みを行うことで、この②、③で伺っております課題について、十分に組み込んでいけるというふうに認識しておりますけれども、この点について再度伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 数値目標、数値の公表につきましては、昨日もお答えをさせていただいておりますが、まち・ひと・しごと総合戦略は、地方創生を踏まえたものでありまして、考え方としては基本計画の下に位置づけられる計画というふうに認識しております。まち・ひと・しごと総合戦略には、数値目標を定めるということになっておりますから、総合戦略の策定の趣旨を踏まえて、その策定に当たっては数値目標を定めてまいりたいと、公表できるものについては当然公表していくというふうな考えでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市長のまちづくりビジョン、どのような方向に東大和市が進んでいくのか、これが一番大事な根幹となる考え方であろうかと思っておりますし、またそれを市民にわかりやすく情報発信していくことが最重要課題であるかと思っておりますので、この地方創生の取り組みの中で、ぜひ市長の政策をしっかりと盛り込んだ計画を策定をしていただきまして、またそれをやはり市民にわかりやすく情報発信をしていく、公表していくということが一番大事な課題であるかと思っておりますので、この点についてのお取り組みをぜひよろしくお願いしたいと思います。

続いて、2の地方創生における「子育て支援策」について伺いたいと思います。

まず市長が目指す「日本一の子育てしやすいまち」でありますけれども、何といたしましても、この今回の市長の打ち出された政策、公約、やはり「日本一」という、その言葉に市長として、また市としてどういう思い入れを持っているのか、このことについて非常に関心があるかと思っておりますので、この日本一ということにあえてこだわった、このあたりの考え方について御説明をいただきたいと思っております。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在の日本は、少子化による人口減少が大きな課題となっておるところでございます。当市におきましても、そのスピードは緩やかではございますけれども、徐々にやはり減っていくというふうに推測されてるところでございます。これが将来的には、地方公共団体の存続にも大きな影響を与えてくるというところは、昨今、言われてるところでございますけれども、自治体を維持、継続させるためには、もちろん安定した財源の確保が必要でございますので、人口を減らさずに維持、増加をさせていく施策が必要であるため、その施策といたしまして「日本一子育てしやすいまち」ということを掲げて、目指しておるところでございます。やはりそのために多くの若い世代の方に当市に来ていただいて、さらに定住し続けて子供を産み育て、さらにはここに住み続けたいというような施策を打ちまして人口の維持を図っていききたいと。そのためには、やはり北多摩一、それから三多摩一ではなくて、日本一を目指すというような意気込みでやらないと、なかなか施策のほうも進みませんし、またそれを他市から当市へ誘導する若者世代にPRできないかというところもございまして、その辺は今後もPRに努めて、日本一を目指すんだというような意気込みで我々はやっていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君）きのうも壇上で申し上げましたように、私ども公明党として、ちょうど結党50年を迎え、新しい半世紀に向かっていくわけですが、何といたしても子育て支援ということについては、私どもとしても政策の柱として取り組んできた課題でありますので、そういう中で市として日本一の子育てしやすいまちを目指す、このような大きな方向性を示していただいたことに大変に共感を呼んでおりますし、議員としても大変にうれしく思っているわけでもあります。そういう中で、東大和市の中で子供を産み、育てやすい社会を目指していく。また他市からも東大和市に、子育てするなら東大和市ということを目指して、他市からも呼び寄せるぐらいの施策を展開していくというふうに、今の御答弁で受けとめました。

そういう中で、じゃまずこの今の東大和市の子育て施策についての現状の認識について、再度伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） ことしから今後にかけて、具体的な施策でございますけれども、一昨日、他の議員の御質問の中でも述べさせていただきましたが、保育園の待機児童対策というのはかなり進んできているのかなというふうに自負をしているところでございます。今後につきましては、まだ現在の社会資源、ある施設の改築、さらにはこれから制度的に認定こども園というような施設になれるところもございますので、その辺を進めることによって、まだまだ保育園希望者のキャパシティーは広がるのではないかとというふうに思っているところでございます。さらには、本市独自でございますけれども、保育士の確保のための独自の施策も、今回、当初予算でいただいたところでございますけれども、やはりそれも功を奏しまして、やはり保育士の確保に活用していただいているというのも現実でございますので、その辺を保育園関係では、やはり独自の施策というのも大事なのかなというふうに認識しているところでございます。

さらには、幼稚園の補助金につきましては、数年前から保護者からも、それから保護者の団体等からも、非常に低額であるということは何年間か言われてたところでございますけれども、平成27年の4月から子育ての新しい新制度が始まるに向けて、いろいろな施策も国のほうから示されるというようなところも伺っておりますので、そういうところ状況を見まして、今般、当初予算で増額をさせていただいて、昨年のベースでありますと26位から10位以内ぐらいには底上げできたのではないかなというところで、幼稚園の希望者に対しましても一定の負担軽減にはつながっているのかなというふうに認識しているところでございます。

学童保育につきましては、やはり国が小学6年生まで法律で受け入れ拡大を広げたというところでございまして、昨年の9月の議会で、条例改正で受け入れの拡大をしたところでございますけれども、やはりその受け入れに当たりまして、なかなかキャパシティーを広げるようなことができませんでしたので、一応、本年の4月は待機児童があったわけですが、市長のほうから待機児童をそのまま遊ばしとくのではなくて、学童保育所から待機になったお子さんは、児童館並びに学校の余裕教室を活用したランドセル来館事業で、全員を受け入れというような指示がございましたので、その指示のもと全員を今受け入れているようなところでございます。

あと、そのほか特定不妊治療のほうの助成も、男性不妊にも拡大いたしまして、それぞれ健康課、福祉部門と連携するような事業もいっぱいあるかと思っておりますけれども、やはりこれから子育て世代の方々が集える施設というのはまだまだ少ないのかなと思っておりますので、この辺は保育園の活用とかで、まだまだキャパはあるかと思っておりますので、その辺、今後そちらのほうにも注力をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

その中で、長くなりましたけれども、やはり当市に合ったニーズというところが必要なのかなというところ

を、やはり市民調査を昨年の2月ごろでしょうか、やった結果を見ますと、やはり子供を育てやすいから、まだ住んでいたいと、引き続き住んでいたいというようなことを理由に挙げる方がまだまだ少ない。それより、子育てしづらいから当市をさっさと出ていきたいという方のほうが多いというようなのが数字的に出ておりますので、その辺はやはりいろんな施策を打って、それが逆転していくようなところであると効果も出てきているのかなというような指標になるかと思っておりますので、その辺はさまざまな場面でやはりニーズを把握して、それに向かって当市に見合った効果のある施策を打っていくのが、まずは肝要なのかというふうに思っておりますのでございます。

長くなって済みません。以上でございます。

○18番（中間建二君） 今さまざま御答弁いただきまして、また特にこの平成27年度予算の中でも、多くの子育て施策、盛り込まれておりますし、またこの4年間の中で東大和市の保育園の待機児童の解消、また学童対策についても、今部長、御答弁いただいたとおり数多く施策が進んできて、これは多くの関係者が認識をしているところでありますので、ここについては大きく評価ができるころだと思っております。

そういった意味では、この保育園の待機児童、一番大きな課題としては保育園の待機児童解消があったわけですが、一定の成果が見込まれた中で、じゃ東大和市の現状を見たときに、やはりこれから今まさに日本一を目指そうとする中で大事なことは、この後、個別の施策の展開についてもお尋ねいたしますけれども、やはり市の施策を進めていく上で、まさにチャイルドファースト、子供施策を優先をしていく、子育て施策を優先をしてまちづくりを進めていく施策を展開をしていく。こういう市全体としての考え方、これがないと、幾ら担当部で日本一と言っても、市全体の施策がそういう方向に向いていくのかどうかということがなければ、とてもじゃないけど、その日本一というところにはいかない。また、それを行政だけではなくて、やはり広く市民にも理解をしていただき、東大和市が子育てに優しいまち、子育てがしやすいまちとして市全体が取り組んでいる、こういう姿になっていかなければ、とてもじゃないけど日本一というところにはたどり着かないんじゃないかなというふうに私は受けとめているんですけども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 当然、市長が日本一子育てしやすいまちづくりということを標榜するわけですから、例えば子ども生活部がやればいいんですよというふうには毛頭考えておりません。ですから、教育関係も含めますし、公園につきましても特色ある公園づくりということで、やはりお子さんを育てるのにどう公園がいいか、そういうことも当然念頭に置きながら進めていくと。そして、もう一つの大きな柱といたしまして、協働ということ掲げてございますので、市民の皆様の御理解もそうですし、お力添えもいただきながら進めていくということでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、次のところの流山市との比較ということでお尋ねをしておりますが、流山市が決して日本一の子育てのまちということではないんですけども、しかし一方で子育てを重点施策として取り組んで、大きく人口増加、子育て世代を呼び込むことに成功している自治体として、全国的に注目をされていることは間違いないわけでございますので、この流山市の施策や取り組みと比較をして、当市に不足しているもの、こういうことについてお尋ねをしてるわけでございますが、実はこの流山市に今回、私と同僚の木戸岡議員、また荒幡議員とともに流山市を訪れてまいりまして、まちの様子や、またこの後、お尋ねします駅前送迎ステーション等についても視察をして、よく担当者ともお話を伺ってまいりました。

そういう中で、私どもも実感するところはあるんですが、まず当市としては今、この流山市との比較の中で、

東大和市の子育て施策というものがどういうふうに位置づけられるのか、また不足しているものがあるとするば、どういうものがあるというふうに認識をしてくるか伺いたいと思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 流山市との子育てサービスの比較でございます。流山市の公式ホームページを拝見させていただきまして、比較をさせていただきました。

当市で未実施の事業といたしましては、今お話ありました駅前送迎ステーション事業、あとトワイライトステイ事業、あとチャイルドシートの貸し出し事業などがございました。また乳幼児医療費助成制度では、流山市では入院や外来の受診時に1回当たり200円の自己負担がございましたが、当市は全額無料ということで先行している事業もございました。

ホームページを見ますと、やはり情報の発信については、いろいろな部分で工夫をされているのかなというふうに見させていただいたところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この流山市を訪れて、またさまざまなお話を伺った中で、私どもが実感したのは、今御答弁いただきましたように、東大和市が行っている保育施策についても、まさに先行しているものもありますし、決して流山市と比較して劣っているものではないなということ、あれだけ注目されている流山市と比較しても、決して劣っているものではないなというふうに私は実感をしたんですね。しかし、流山市は、まさに大きく注目をされる自治体に、子育て施策として注目されてる自治体になっている。

その理由は何かということをもさまざま見たときに、やはり情報発信だということに認識を新たにしたところです。特にこの流山市では、市長の1期目のときから、まちのプランニング、またマーケティングというものをも新たに市の組織の中に位置づけて、その上で子育て施策というのを、施策、取り組んでいく政策の柱に掲げた中で、まさに広く流山市の周辺自治体、また東京、首都圏全体に対して、この母になるなら流山、子育てするなら流山ということの、この情報発信が非常にたけている。その上で、もちろんつくばエクスプレスの開通等に合わせた中でまちづくりも成功しているということはもちろんあるんですけども、しかしその情報発信だとか、まさに総合戦略というようなものが成功しているからこそ、この注目をされる自治体になっているんだなということ、改めて実感をしたところなんですけれども、このあたりについて東大和市でも、しっかりと取り組んでいっていただきたいと考えておりますが、現状のお考えを伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、中間議員のお話ございました当市と比べて流山市の政策、余り変わらないというようなお話もいただいたところでございますけど、やはり子育て世帯に選ばれるための方針等、3つほど掲げてるようでございますけども、そちらを拝見しますと、財政の健全化とか良質な子育て環境の整備、それと子育て教育環境の充実ということで、当市の市長が掲げているような政策と余り変わらないのかなというところを拝見したところでございます。

違いは、中間議員御紹介していただいているように、やはり子育て施策を打ち上げても、やはり千葉県は東京の西部、こちらのほうとか横浜市にはかなわないというようなところが当初から認識があったようでございます。そこで、やはり東京の多摩地区とか横浜に負けなために、どうしたらいいだろうということをまず最初に置いて、それでいろいろな戦略を打ったというようなところを報道記事で拝見したところでございます。そこで、やはり当市も、PRも画一的なものではなくて、日本一子育てを目指すにはどういうことがアピール度があるのかということも、これから考えていかなければいけないというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） まさにこれから、先ほどきょうの一番冒頭にお尋ねをいたしました地方活性化ための総合戦略の策定、今、取り組んでいただいている中で、当然このビジョンを取りまとめるということは最優先、第一であるわけですが、やはりその中でこの情報発信、東大和市がいかに子育てをしやすいまちなのか、またそういう施策に取り組んでいるのかということ、いかに広く認識をしていただくのかということ、これは東大和市民でもそうですし、また市外の方々にもそのようなわかりやすい情報発信を、やはり行っていく必要があるかと思えます。

流山市では、「都心から一番近い森のまち」というようなキャッチコピーがありました。東大和市を見たときに、自然環境も決して流山市には劣っておりませんが、またさらに都心に一番近い湖のまちということも、多摩湖を有する東大和市としては言えるわけですね。その言葉一つとっても、この子育てに適した環境、これはもう時間があれでするので申し上げませんが、東大和市にもたくさん子育てに適した環境も、私は流山市に負けないぐらい有してるかと思えますので、まさにそのプランニング、また情報発信というものが大事になってくるかと思えますけども、この点について再度伺いたいと思えます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほども申し上げましたが、当市に来ていただく、定住していただくための施策というのは、打っていく必要はあるかなとは思ってんですけども、やはり今までは市民に対する情報というのはかなりやってきたかなと思うんですが、市外に対するアピールというのは、果たしてどうなんだろうかというふうには思っているところがございますので、その辺も検証しながら、やはり今、中間議員がおっしゃったような、やはり日本一子育てしやすいまちづくりに、サブタイトルみたいなキャッチフレーズで、流山市もいろんなをつけて、さらにアピール度を増してるのかなというふうには認識しているところがございますので、その辺も我々の部署だけではなくて、他の部署の連携とかもいただきながら、市を挙げてPRに努めたいというふうには考えているところがございます。

以上です。

○18番（中間建二君） それでは、続いてそういう東大和市の現状等も踏まえた中で、先ほど少し持ち上げて決して負けてないと言いましたが、これから不足している部分についてお尋ねをしたいと思うんですけども、今後、具体的に取り組むべき課題ということでお尋ねをしております。

まず子育て世代包括支援センター、これについては前回もお尋ねをしておりますけれども、この子育て世代包括支援センターは、きのうも御答弁いただきましたので内容には踏み込みませんが、いずれにしてももう既に平成27年度で150カ所、全国で整備が進められ、また国の政策においても、一番このセンター設置が今後の少子化対策、また切れ目のない子育て支援の中では重要な課題として提示をされ、全国的にこれを進めていきたいということで大きな方針が出ている中で、まさに日本一を目指そうという東大和市が、このセンター設置に向けてはいち早く取り組んでいただくべき課題であるかと思っておりますが、この点について伺いたいと思えます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在のところ、いつ設置をするというような計画はございませんけれども、保健センターと、それから子ども家庭支援センターで実施する事業を連携して今やっているところがございますけれども、今後それをどのようにセンターに持っていくかというのは課題でございますので、もう少し国の動向等を注視して、もう少し検討しなければならないのかなというふうには認識しているところがございます。

以上です。

○18番（中間建二君） この保健センターや、また子育て支援センターの機能が、ある意味では一体的に運用

していく形に当然ならざるを得ないかと思しますので、当市の現状のキャパシティーの中でどのようにやっていくかという課題があるかと思しますが、しかしこれも、やはりまずやるということ、特に市長のほうで示していただかなければ、そのような予算づけもできませんでしょうし、調整も進まないかと思しますので、これについてはぜひ子育て施策、切れ目のない子育て支援という中では、進めていかなければいけない課題であろうかと思しますので、何としても前に進めていただきたいと思います。

続いて、駅前送迎保育ステーション、またトワイライトステイ等の多様な保育サービスということで伺っておりますけれども、この駅前送迎保育ステーションが、東大和市にはないということで先ほど御答弁いただきましたけれども、これがあるから流山に移り住んできたというようなお話も伺ってまいりました。この東大和市の現状を見たときに、こういう送迎サービスが展開ができるのかどうか、また具体的に市として導入に向けての検討がなされているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 桜が丘、南側に住民が多いということは、やはりお子さんも多いということで、桜が丘にある保育園は当初から定員いっぱいということで、待機の方がいっぱいいらっしゃいます。その方が、やはり北東部の狭山保育園に定員に空きがございますので、そちらに送ったらどうかというような検討もしたことがございます。やはり交通手段、別にいたしまして、やはり預かる施設がないと、なかなかこれできないということで今、玉川上水駅の高架下にふれあい広場ができましたけれども、そのときにも一応、担当部としては検討もいたしました、やはりあれではちょっと狭過ぎるというようなところもございますので、なかなか新しい施設をあの地域で、今、玉川上水に限定しておりますけれども、なかなか求めるのも難しいのかな、まだ非常に通勤が多いのは東大和市駅ということで、その場所の確保が今一番のかなというふうに思っているところでございます。それが最初に解決できると検討も進むのかなと思うところでございますけれども、全然当初から検討してないというような状況ではないというところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） この流山のおおたかの森駅に設置をされております駅前送迎保育ステーションというのを見てまいりまして、やはり一番、現場を見て改めて実感をしたことが、いかにお子さんを安全に移動をさせるかということに細心の注意を払ってこの設置がされてるなということを非常に感じまして、この保育園に、まさに直結する形で、ステーションに直結する形でバスの発着、乗りおりができる専用の場所を設置するところまで、やはり小さなお子さんですので、ほかの方々とも万が一でも接触することがないように、こういうようなステーションの位置づけになっておりまして、やはりここまでやらないとできないのかなということは率直に感じたんですが、また一方で東大和市の現状を見たときに、あえて玉川上水駅や東大和市駅に直結する場所につくるということは、これはもう物理的に不可能だと思いましたが、しかし一方で、例えば駅に近い桜が丘保育園ですとか、それから南街保育園ですかね——というような環境を見たときに、ここを一つのステーションとしてお子さんを預かり、また他の園に連れていくということについては、まさに工夫次第で東大和市においてもできないのかなということも感じたところです。当然住んでらっしゃる地域よっての保育の希望する保育園の偏在というのは、どうしても偏りがあるかと思しますので、これが小規模でも送迎ステーションのような事業ができれば、待機児童解消にもなりますし、また駅前を利用する多くの共働きの御家庭にとっては大変ありがたい制度になるかなということも感じたところなんですけれども、ここについても東大和市の中で工夫をしていくということについてのお考えがないかどうか、再度伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 南の地域には、今御紹介がありました桜が丘保育園、それから南街保育園、

それから玉川上水保育園も歩ける範囲かなというふうに思ってるところでございますが、その保育園を運営してる法人は市内に他にも施設が何件かございます。その中で、国の制度にサテライト保育所の制度がございます。それは本園と分園というような関係でございますけども、その施設間内でそういうような制度が活用できれば、そのことも可能かなというふうには考えてるところでございますので、その辺は今後、本園同士になってしまいますけど、一つのところに集めて、同じ法人内の保育所に、保育園に送迎するのが、このような制度を使って可能なかというのは、今後検討してみたいなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 課題はありますけども、しかし東大和市でもやはり十分できる施策であるということも実感をして帰ってまいりましたので、ぜひ一つのこれから日本一を目指す中で取り組んでいただきたい施策として、お取り組みをお願いしたいと思います。

それから、トワイライトステイについても、一貫して何度も一般質問でお尋ねしてまいりましたが、これについても何とかできそうだというような受けとめをずっとしてたんですけども、今日に至ってるわけですが、このトワイライトステイについても、私はニーズがあるかと思っておりますが、現状、実現に向けての見通しについて伺いたいと思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） トワイライトステイ事業でございますが、お子さんを養育している御家庭の保護者が、帰宅が夜間などにわたりまして子供の養育ができないという場合などにおきまして、児童福祉施設等において、おおむね午後の10時までお預かりをするという事業でございます。当市には、児童養護施設のれんげ学園がございます。現在、建て替えの計画があるというふうに聞いております。この中で、新しい事業としてショートステイやトワイライトステイについても、検討しているというお話を聞いておりますので、建て替えの情報なども含めて情報収集に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市の計画の中でも、このトワイライトステイ、取り組んでいただけるものというふうに認識をしておりますので、ぜひ今の建て替えに合わせた中で、実現ができるように進めていただければと考えております。

続いて、学童保育、また放課後子ども教室の一体的な運用ということで、続けてお尋ねしたいと思うんですけども、当市が今回まとめられた事業計画の中でも、平成31年までに取り組んでいく内容として、さまざま計画の中で盛り込んでいただきまして、一貫して私どもが訴えてまいりました学童保育、放課後子ども教室と学童保育との一体的な運用を行っていく計画が、ようやくここで固まったということで、これは大変に評価をしておりますし、うれしく思っておりますが、まず喫緊の課題として、この学童保育の預かり時間の延長ですね、これについてはもう言うまでもなく、保育園から上がったときの小1の壁の問題として、この預かり時間の問題は課題であるということは認識されてるところだと思いますけれども、まず学童保育の預かり時間の延長、保育園と同程度の時間まで預かることが、特に低学年については必要だと思っておりますが、この点についてのお取り組みを伺いたいと思います。

○青少年課長（中村 修君） 現在、学童保育所の閉所時間につきましては、午後6時までとなっております。平成27年度から小学生6年生まで受け入れる際に、保護者に対してアンケートを実施した際に、閉所時間の延長を希望する方は全体の23%ございました。また、その希望する方の中で、時間延長につきましては午後6時までが26%、午後7時までが66%、午後7時以降は8%になっておりました。このことから、時間のほうを

研究しながら、今後実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今おっしゃっていただいた、せめて7時まで預かってもらいたいということは、私も現場を歩く中で、一番現場の声として伺っているところであります。ここについては、31年度までのちょっと余裕のあるような施策展開ではなく、まさにスピーディーに決定をしていただく必要があろうかと思えます。そうでなければ、なかなか、またこの日本一というところもとてもたどり着かないという思いもございますので、この点について何としても前に進めていただきたいと思っておりますが、再度伺いたいと思えます。

○子ども生活部長(榎本 豊君) こちらの課題につきましては、喫緊の課題というふうに捉えておまして、ただこの4月から今まで3年生までの受け入れだったのが、6年生まで拡大したということがございまして、まずは受け入れ体制の整備が先ということで、この4月は体制の整備を強化したところでございます。おおむね体制の整備が整いましたので、学童保育所の閉所時間の延長につきましては、早急にやりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番(中間建二君) 早急に、ぜひ進めていただきたい、このように要望をしておきます。よろしくお願いいたします。

続いて、本当は学童保育との一体的な運用についても少し深掘りしたいんですけども、ちょっと時間が足りませんので飛ばさせていただきます。

産後ケア、また産前産後サポート事業ということでお尋ねをしておまして、これも今回、国の大きな施策、重点施策の中で取り組みが今、全国的にはなされようとしております。東大和市の中で、この産後ケアをどういうふうに取り組んでいくのか、また産前産後サポート、助産師等による相談支援や、またやり方によってはシニア世代が話し相手になっていくような支援というようなことも考えられてるようでありすけれども、当面この東大和市が目指していく産後ケア、産前産後サポート事業についての現状のお考えを伺いたいと思えます。

○健康課長(志村明子君) 産後ケア、産前産後サポート事業についてでございます。

東京都のほうは、この事業を一体的に出産・子育て応援事業としまして、ゆりかご・とうきょう事業としまして、6月の初めに説明会等で事業の中身が示されたところでございます。これによりますと、この事業は母子保健強化事業と、それから包括的支援事業に、大きく2つに分かれておまして、産後ケア、産前産後サポート事業は、この中で包括的支援事業の任意事業として位置づけられた形になっております。これは国が言う子ども・子育て支援法での利用者支援事業と重なるものでございまして、市としましては今実際にやっています保健事業に絡む相談等、既存の事業を含めて、今後その包括的支援事業や、その枝に続く産前産後サポート事業、産後ケア事業についてどのような地域の社会資源があるか、また大和でやる場合はどのような方法があるか等について、関係機関等と調整しながら、まず情報収集に努めるるところから始めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) ちょっと近隣市がやっております、特に産前産後のサポート事業等も調べてみたんですけども、例えば府中市がやっております事業等を見たときに、おおむね1時間で、世帯収入によって500円とか700円ぐらいの負担で、妊娠中から出産後1歳までの間の中で10日間、サポートができるというような

制度がありまして、これを見ておりますと、これを請け負っているNPO法人は、東大和市にも既に存在をしている、活動をしているNPO法人と同じところかというふうには私は受けとめたんですけども、このような低料金で、また期間を限定してでも産前産後サポートが受けられる形を、やはり府中市のような形を目指していくべきかなというふうには私は思ったんですけども、現状の今のお考えを伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 府中市の例など、私どもも情報収集しながら、どのような形が一番いいかということと、あと当市におけますそういった地域の資源ですね、助産師さんを含めて、あとはシニア世代の活用といったところも含めて情報収集しながら、当市に一番合ったものをこれから考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 考えていただきたいんですけども、どれぐらいのスピード感を持って進めようとしてるのかなということを再度伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市長のほうの公約が、日本一子育てしやすいまちということでございますので、そういったところも踏まえて、子ども生活部とも連携を図って、なるべく早い段階でそういったところに取り組めるような形では考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） スピード感を持って、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続いて、婚活支援、また新婚家庭の定住策ということで伺っておりますけれども、これもさまざまな今、自治体の中で取り組みがなされておりますので、事例はもうきょう紹介いたしませんけれども、これもまち・ひと・しごとの総合戦略の中で検討していくということでありましたが、今東大和市が何か考えていること、こういうことができるんじゃないか、こういうことが効果的なんじゃないかというようなことも、考えてる内容がありましたら御紹介いただきたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在、総合戦略のほうの策定に入っております、その中でもいろいろなそれぞれの検討の中で、当然こちらの総合戦略の基本目標として、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという基本的な目標を掲げるような形になりますので、それに関係しましていろんな施策を今後検討していくというふうになっております。ただ、期限が大分迫っております、今の予定では10月ごろまでに総合戦略を私どもは策定ということで対応を今してる最中でございます。そういうことで、その中で具体的な施策がいろいろ掲げられれば、今後それを実現に向けてというふうな形になると思いますので、現段階は検討中ということで御答弁させていただきます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ここで時間をとると、また詰まってしまうので、次へ行きたいと思いますが、しかしいずれにしても、やはり子育て支援策の中で、この婚活支援がどういう位置づけになっていくのかということはあるかと思いますが、やはり日本の社会、文化の場合、結婚がなければ子供が産まれていくということについては、なかなか難しいかと思いますが、やはり婚活支援をどうしていくのか、また改めて新婚家庭が東大和市に定住していただくためにはどういった施策がいいのか、必要なかということについては、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

一貫してこの地方創生における子育て支援策についてお尋ねをしまいいまして、ちょっと時間が足りなくて申しわけないんですけども、いずれにいたしましても市長が目指す日本一子育てしやすいまちということ

でございますので、スピード感を持って対応をしていただきたい課題がたくさんございます。また、東大和市は日本一になれる可能性を十分に秘めた市であるというふうに思いますし、またそれを実現するためには市長のリーダーシップ、また職員の熱い熱意がなければとてもそこまでとり着かないと思いますので、それをぜひ大きく前に進めていただく、また市長のこの4年の任期の中で日本一までとり着くぐらいの勢いで、ぜひ前に進めていただければというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

続いて、まちの魅力を創出するための文化・芸術の振興についてでございますけれども、この郷土美術館の将来的なイメージ、また開設までのスケジュールということでお尋ねをしております、なかなか明確な御答弁をいただけなかったわけですが、東大和市として郷土美術館の整備に着手した時期はいつになるのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 郷土美術館の整備に係る着手の日程といたしますか、いつから始めたのかというお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては、これまで平成6年の8月に有識者からなります（仮称）東大和郷土美術館検討委員会より、美術館の設立についての提言をいただいた経過がございます。ですので、この提言を受けて整備を始めたというような認識でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうすると、おおむね20年という時がたったわけでございます、さまざまの間、いろんな取り組みがあったかと思っておりますけれども、やはりそろそろこの郷土美術館がどういう形で整備がなされ、また今はまだ仮称ですが、これは仮称がとれていくのか、またこれに合わせて今、きのうも御答弁いただきましたように、吉岡堅二画伯の作品の所蔵管理を進めていただいているわけですが、この吉岡堅二氏の作品の展示、これは当然持つだけじゃ何の価値もありませんので、これをいかに市の文化財として広く市民に見ていただくのか、公開していくのか、こういうことが当然課題になろうかと思っておりますけれども、このあたりの将来的な形というか、ビジョンをそろそろ示していかなければいけない時期に来てるのではないかというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） （仮称）郷土美術館の将来的なイメージと開園に向けた整備についてでございますけれども、先ほど申し上げました提言を現在も尊重しながら私どもは努めてきていると、そんな認識でございます。23年度、24年度にも土地を購入させていただいたり、また必要に応じてにはなりますが、母屋の修繕もしたり、また一番大事な作品の取蔵に向けても進めてきているということで、少しずつではありますが、これまでも私どもはできることをやってきましたと、そういう認識でございます。仮に施設の整備が進んだとしても、せっかく見に来てくれた方が、そこに作品がなければ、やはり満足してお帰りになっていただけないというふうに私どもは考えます。そういうことから現在といたしますか、当面は作品や、それから工芸品など、これからやろうとしているフィルムのチェックとか点検とか、そういうものを、ソフト面の充実をして、まずはそれに全力を注ぎたいというところでございます。そのため、中間議員のおっしゃっている通常開園に向けては、まだまだ時間がかかるかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） その時間がかかるとおっしゃるんですけども、20年が今たった中で、やはりそろそろ、このいつどうしていくのかということについては明らかにしていくタイミングではないかというふうに私は思っているんですね。それで、平成6年の考え方をそのまま踏襲をするということは、なかなかもう現実的には無理があるんじゃないかなというふうに私は思っているんです。今回、郷土美術館の特別公開も行かせていただ

いて、建物についても改めてボランティアガイドの皆様の御説明を受け、また学芸員の方のお話も伺うことができました。大変に、特にこの学芸員の方が熱意を持って、この郷土美術園や、また吉岡堅二氏の作品の所蔵に取り組んでいただてる様子もよくわかりましたので、この二、三年で大きく進んできたなということは実感は当然持つてゐるんですけども、また一方で、なかなかあの郷土美術園で作品を展示をしていくということについては、やはりあの建物を見たときに無理があるかなということを考えると、建物はあの建物の価値として、また吉岡氏が作品を手がけられた場所として活用していくことは当然ですけれども、一方で所蔵が一定程度進んできた吉岡堅二氏の作品については、郷土博物館の中でもう少し工夫をして、今の常設展示の場所も、佐竹議員の一般質問の中で取り上げさせていただいて大きく前に進めていただきましたけれども、特に大きな、大変に、まさにこの日本画として非常に見応えのある作品について、郷土博物館の中で常設的に展示をしていくことについても、そろそろ、私の受けとめとしてはそれしか方法がないかなと、作品を展示していくためには、郷土美術園での展示にこだわっている、とてもじゃないけど前に進まないなということを私は実感したんですけども、このあたりの考え方をぜひまとめていただければというふうに考えているんですが、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○議長（関田正民君） 発言などの時間を考えて答弁してください。

○社会教育部長（小俣 学君） 今、中間議員のお話のありました博物館での2階での常設展示、そちらについては2階につくりましたけども、なかなか作品の展示には難しいところがありまして、今は企画展示ですね、1階でやってる企画展示のところでやってるところでございます。平成25年の8月に美術の専門の学芸員が採用されて、ここまで大きく進んできております。中間議員のお話のありました内容について、今後また一層検討が進むように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 小俣部長が一番この問題について悩まれて、御苦労されてるというふうにも思っておりますけれども、また一方で、何としてもこの市長の今回の任期の中で、また市長も1期目のときからこの美術園の整備については訴えられておりますので、何としても進めていただきたいというふうに考えております。

続いて、この文化・芸術振興施策、さまざま取り組んでいただいているということでも申し上げましたが、東大和市におきましては西の原爆ドーム、東の変電所、きのうも一般質問でもありましたけども、戦災建造物を市の文化財として保存をし、また平和事業にも大きく活用、今進めていただいております。また、市民の芸術・文化における創作活動も活発に行われております。そういう中で、今回は郷土美術園の整備についてもお尋ねをさせていただきましたが、こういう基盤がある中で、当市のこの文化・芸術振興施策をさらに進めていく上では、きのうお尋ねしたこの文化・芸術振興条例というようなものをしっかりと策定をする中で、市としてこのまちづくりの中心軸に文化・芸術振興施策はあるということが、きのう御答弁がなされましたので、この条例制定についても、ぜひこの4年間の中で前に進めていただきたいと考えておりますけれども、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 基本計画の中でも、文化振興の中で長期的な指針の政策についても検討を進めるということで必要性は感じておりますので、他市の先例等を見ましても、なかなか進んでないというのが状況でございますけれども、長期的、総合的な指針として文化の振興を進めていくための検討は必要だというふうに認識してるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） この文化・芸術振興条例についても、一貫して取り組みをお願いしておりますので、ぜひ前に進めていただきたい、このように考えております。

青パトの問題でありますけれども、ドライブレコーダーについては、車両交換時の中での導入を進めたいという御答弁で、きのう受けとめさせていただきました。この音声、またメロディーのことを、きのう伺ったわけですけれども、やはりせっかく青パトが回っても、なかなか気がつかない、抑止効果が目で見ればあるんだけれども、音がなかなか耳に入っていない、こういうお声をいただく中で、稲城市ではパトロール中にメロディーを流す中で、パトロールの周知をされてる、市民に理解を得てる、こういう取り組みがあるというふうにも伺っております。東大和市の中でも、パトロールの中での取り組みとして工夫ができるんじゃないかなというふうに考えてるんですけども、現状のお考えを伺いたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在、当市では走行中にメッセージを流しております。その際、現在気密性の高い住宅がふえておりますので、大変聞きづらいという御意見もいただいているところでございます。ただいま議員さんのお話では、稲城市の青パトの中では、防犯活動におきましてメロディーを流しているということで、今後当市でもこれにつきまして調査研究をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市民の皆さんでせっかくやってる青パトのパトロール活動が十分に認識をしてもらえよう工夫を、ぜひやっていただければありがたいと思っております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、中間健二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。

4月の市議会議員選挙で、多くの市民の皆様の温かな御支援をいただき、2期目の当選をさせていただきました。無我夢中だった1期目よりも、さらに大きな責任を感じ、この場に立たせていただいております。選挙で掲げた公約を少しでも多く実現できるよう、4年間しっかりと働いてまいりたいと決意しております。私も公明党は、昨年11月、結党50周年を迎えました。次の100周年に向けて、「大衆とともに」との立党の精神を高く掲げ、皆で一致団結し、新たな前進をしてみたいと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、通告に従って一般質問させていただきます。

「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」、当市の学校教育の中で、郷土博物館の職員や環境ボランティアさんの協力を得て、自然観察を取り入れた事業が行われるようになって10年以上たつと伺っております。狭山丘陵を初め、都立東大和南公園、上仲原公園等の豊かな自然を活用した学習は、東大和市で育つ子供たち

に豊かな学びをもたらしていると考えております。一方、国連では、2005年から2014年を持続可能な開発のための教育の10年とし、持続可能な開発の原則、価値観、実践を教育と学習のあらゆる場面に取り組んでいくことを全体目標としてきました。

そこで、1番として、学校教育における環境教育とE S D（持続可能な開発のための教育）について伺います。

①として、学校での環境教育の取り組みについて伺います。

アとして、市内小中学校で行われている環境教育について、これまでの取り組みと現状についてお聞かせください。

- a、郷土博物館との協力について。
- b、環境教育のための人材について。
- c、学習指導要領との関係について。

イとして、今後、東大和市の学校教育の中で環境教育をどのように行っていこうと考えているのか、お聞かせください。

②E S D（持続可能な開発のための教育）について伺います。

E S Dについて、文部科学省のホームページには、次のように掲載されています。「E S DはEducation for Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。E S Dとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習活動です。つまり、E S Dは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」とありました。

そこで、アとして、東大和市の学校教育の中でE S Dについてどのようなことが考えられますか。

③として、これまでの環境教育の実践の実績を踏まえ、今後の学校教育の中で継続的な学習を行えるようにするためには、どのようなことが考えられるか伺います。

アとして、人材の確保について。

イとして、E S Dの推進拠点であるユネスコスクールへの加盟について伺います。

次に、大きな2番、高齢者が安心して相談できる場の提供について伺います。

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画がスタートいたしました。この計画には、高齢者を取り巻くさまざまな課題に適切に対応し、高齢者が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせる社会を実現するため、東大和市が目指す基本的な目標が定められております。少子高齢化の進展やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯が急増するとともに、支えてきた家族の状況も変化しつつあります。また第6期の介護保険制度の改正では、より地域の実情に合わせた効果的かつ効率的なサービスの提供が求められています。住みなれた地域で暮らし続けたいと考える高齢者の皆様の声に応えるためにも、よりきめ細やかな相談のできる体制が必要だと考えます。

そこで、現在、東大和市で行われている高齢者のための施策について伺います。

①として、高齢者ほっと支援センター、高齢者見守りぼっくす、老人福祉会館について伺います。

アとして、市内3カ所の高齢者ほっと支援センターの業務とそれぞれの体制と利用状況は。

イとして、市内3カ所の高齢者見守りぼっくすの業務内容とそれぞれの体制と利用状況は。

ウとして、市内5カ所の老人福祉館の体制と利用状況について伺います。

②として、高齢者の方がより気軽に身近に相談できるよう、それぞれの施設で取り組めることがあるかお聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお申し上げます。

[19番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、学校における環境教育とE S D (持続可能な開発のための教育) についてであります。市内各小中学校におきましては、これまでも市内の豊かな自然環境や地域人材の活用、また郷土博物館等との連携により、計画的に環境教育の充実に努めてまいりました。今後も当市の自然環境や地域人材等を有効に活用し、環境教育をさらに充実させてまいりたいと考えております。またE S Dにつきましては、市内各小中学校におきまして、総合的な学習の時間等で、その理念に即した教育活動にも取り組んでおります。今後も子供たちが自分と他人、社会と自然とのかかわり等について目を向けながら取り組みを継続していくことが大切であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市内の高齢者ほっと支援センターの業務内容、体制、利用状況についてであります。高齢者ほっと支援センターは、介護保険法で定められた地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントの業務を総合的に行う相談支援機関であります。体制につきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が置かれ、専門性を生かして相互に連携しながら業務に当たっております。利用状況につきましては、後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、市内の高齢者見守りぼっくすの業務内容、体制、利用状況についてであります。高齢者見守りぼっくすは、高齢者の方の在宅生活の安心を確保するため、生活実態の把握や関係機関との連携による見守り及び緊急通報システムを活用しました緊急時の対応を行う相談支援機関であります。体制につきましては、社会福祉の有資格者であります相談員などが業務に当たっております。利用状況につきましては、後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、市内5カ所の老人福祉館の体制と利用状況についてであります。運営は再任用職員及び臨時職員の体制で行っております。利用状況につきましては、平成26年度の利用者総数は5万883人で、前年度と比較して401人の増加となっております。

次に、気軽に身近で相談できるための取り組みについてであります。高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくすにつきましては、市報や市公式ホームページによる周知のほか、介護事業所や医療機関でチラシなどにより情報提供を行っております。また社会福祉協議会の会議や自治会の会合、地域の民生委員との定期的な連絡会議において周知に努めているところであります。今後も地域に根差した相談支援機関として、事業展開してまいりたいと考えております。

次に、老人福祉館につきましては、入浴日に合わせて高齢者の相談場所として活動している団体もあります。今後も高齢者が気軽に相談ができるよう、利用者相互のスムーズな交流を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、市内小中学校で行われている環境教育に関するこれまでの取り組みと現状について説明を申し上げます。

初めに、郷土博物館との協力についてであります。郷土博物館では平成6年の開館当初から、学校教育との連携を事業の柱の一つとして位置づけておりました。当初は試行錯誤の連続でしたが、平成11年ごろから総合的な学習の時間などを活用した授業支援が徐々にふえ始め、平成26年度には学校の校庭や市立狭山緑地などを中心に、年間60件の環境教育に関する事業にかかわっている状況でございます。

次に、環境教育のための人材についてであります。郷土博物館では職員による学校での環境教育の事業支援がふえてきていることから、平成14年度より毎年、環境教育の指導者を育成する目的で、環境教育ボランティアの養成講座を開設しております。その講座では、自然観察の仕方や、子供たちに指導する上での注意点などを職員とともに学ぶ中で、スキルアップを図ってきております。現在では、郷土博物館職員が行う環境教育に関する事業支援のうち、半分以上を環境教育ボランティアの方々に御協力いただいております。今後も引き続きボランティアの方々のスキルアップや、新規ボランティアの育成にも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、学習指導要領との関係についてであります。現行の学習指導要領の中には、各教科等に環境教育に関する指導内容が盛り込まれております。したがって、各教科等の指導計画に基づき、環境教育の指導も行われております。また次期学習指導要領の改訂に向けては、環境教育も含めてみずから課題を発見し、解決していく力の育成や、主体的、協同的な学習の重要性などについても検討が進んできております。今後も児童・生徒がみずから進んで環境学習に関心を持ち、進んでその課題解決に取り組む学習が展開されるよう、学校を支援してまいります。

次に、今後、東大和市の学校教育の中で、環境教育をどのように行っていくかについてであります。現在、各学校におきましては郷土博物館等との連携や地域人材の活用を通して、充実した環境教育の取り組みが進んでいるものと受けとめております。特に狭山丘陵でのフィールドワークや学芸員、環境ボランティアを活用しての体験学習は、当市の特色ある環境教育であると考えております。今後も引き続き体験学習等を重視した環境教育が実践されるよう、各学校と連携をしてまいります。

次に、東大和市の学校教育の中で、E S Dについてどのような取り組みが考えられるかについてであります。E S Dの視点に立った学習の目標は、各教科領域の学習指導を進める中で、持続可能な社会づくりにかかわる課題を見つけること、さらにそれらを解決するために必要な能力、態度を身につけること、この2つを通して持続可能な社会の形成者としてふさわしい資質、能力や価値観を養うことであると認識しております。その目標に向けて、具体的には世界で問題となっている貧困、人権侵害、環境破壊、戦争などの課題を自分のこととして捉え、身近なところからその解決に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、これまでの環境教育実践の実績を踏まえた今後の学校教育の中での継続的な学習についてであります。各学校で行われている環境教育は、環境ボランティアなど多くの地域の方々の御支援をいただいております。したがって、今後も継続して支援していただけるよう協力をお願いしたいと考えております。さらに、協力していただいている地域の人材を発掘することも重要であり、人材の確保にも努めてまいります。またE S Dの推進拠点でありますユネスコスクールへの加盟につきましては、他地域の実践事例等を参考にしながら、今後も研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） それでは、高齢者ほっと支援センターの利用状況について説明をさせていただきます。市内3カ所の合計の数字でございます。平成26年度の年間相談の延べ件数ですが、2万8,401件で、このうち訪問件数は5,344件です。年間相談の実人数ですが、8,304人で、このうち訪問人数は3,526人です。高齢者の方の実態把握の実人数は2,034人でございます。

次に、高齢者見守りぼっくすの利用状況についてでございます。平成26年度は2カ所のぼっくすが開設されておりましたので、2カ所の合計の数字でございます。見守り活動におけます訪問の件数は1,898件です。電話での件数は71件です。相談の延べ件数は1,077件です。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、それでは再質問をさせていただきます。

まず、郷土博物館との関係についてお伺いをしたいと思っております。

今回は環境教育ということで、主に狭山丘陵等を利用した自然観察ということで聞かせていただいておりますけれども、ちょっと最初から外れちゃうんですけど、ほかにも郷土博物館と学校教育が協力して行われている事業というのは、どのようなことがありますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 郷土博物館と各学校の連携では、環境教育支援の中では多くの小学校が狭山緑地でのフィールドワークを実施しているほか、移動教室の事前学習として奥日光と尾瀬の自然や足尾銅山の歴史、日光で見られる星空などについて学習支援を行っております。また歴史学習では、「縄文土器を調べよう」や昔の暮らしと道具などの説明をするほか、旧日立航空機変電所の見学などもお手伝いしております。また昨年3月にリニューアルをいたしましたプラネタリウムでは、市内の全学校はもちろん近隣市の学校も含めまして、約30回の学習放映で御協力をさせていただいております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。私も先日、会派と一緒に郷土博物館に行かせていただいて、多種多様なお取り組み、また多くの豊かな人材がいるんだなということを、改めて感じさせていただいております。

その中で今回、26年度は、特にこの環境学習、自然観察を60件ほど受けているということですが、これは毎年変動といいますでしょうか、その件数は毎年大体60件ぐらいなのか、それとも年度によって違うのかお聞かせください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 平成26年度につきましては、昇格による人事異動がございまして、長年にわたって学校の環境教育支援を実施しておりました担当職員が異動いたしました。ボランティアの方々には負担をかけましたが、後任の職員とともに58件の環境教育に関する事業にかかわることができました。その前年、前年は91件やっておりますので、おおむねそれまでも平均100件近い事業に御協力をさせていただきました。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、年間その件数が違うということは、当然必要、職員の人たちが携わる時間数が変わっていく中で、本来の郷土博物館での業務との両立というんでしょうか、それはどのような形で図られているんでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 博物館業務との連携でございますけれども、業務との振り分けでございますけれども、今年度はまた人事異動によりまして元の職員が戻ってまいりました。したがって、環境教育の支援に

つきましても、一昨年水準には戻るのではないかなという想像をしております。昨年度につきましても、環境教育ボランティアさんの力量が、14年という長きにわたって力量を高めてまいりましたので、それでも58件の支援ができたこと、このように理解してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、次の人材のところにもかかわってくる場所なんですけれども、やはりもともと郷土博物館のコンセプトとして、学校教育への協力をしていくということが事業の柱になってるとはいえ、毎年、学校のオファーによって件数が変わったり、また人事異動があるということで、十分な人材が確保できないということも考えられるのかなというふうに思います。これはある意味、郷土博物館側、社会教育の側だけの問題ではなくて、学校教育との関係で、ここの人材をどのように確保していくのかということの方針として考えていらっしゃるのか、それともあくまでもオファーを受けて、郷土博物館の事情によって受けられる分だけを受けていくということなのか、この辺の今後も含めた人材確保というか、これまでの流れも含めて、この辺のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 郷土博物館の業務についてでございますけれども、博物館では大もとの国の法律で博物館法というのがございます。その3条の第1項第11号に、博物館は、学校、図書館、公民館等の教育、学術または文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助することというふうに記載がございます。この内容も職員は念頭に置き、学校からのオファーにはできるだけ応えたいと、そういう気持ちでかかわってきているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 本当に熱心に情熱を持って取り組んでいただいているというのは、実は自分の子供を通して聞いておりました。もう10年以上前になりますけれども、特に私がびっくりしたのは、この移動教室への事前学習だけではなく、移動教室にも来ていただいて、現地でも勉強を教えてくださいというのを聞いて、そこまでやったださる体制になっている、またそういう方がいらっしゃるんだということで、当時非常にびっくりをしていました。今回、改めて環境教育ボランティアさんからお話を伺ったところによると、その方が1年間、人事異動してしまっ大変な思いをしたけれども、何とか務めることができた。ただ、今後、今すぐれた取り組みとして郷土博物館が提供して下さっている環境学習を今後も続けていくために、やはり方針というものが必要なのではないかなというふうに考えます。

そこで、どうしても学校教育ですので、この学習指導要領との関係というのがきちんと明確になっていくということが大事かなと思って、cの質問をさせていただいております。特にそれぞれの教科で、この環境学習という取り組みは、それぞれの教科であるということでしたけれども、特にやはり2000年から始まった総合的な学習という学習指導要領の内容が変わったことによって、この環境学習というものが進んできたというふうに理解をしておりますけれども、この辺について背景とか流れとか、現状など教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現行の学習指導要領における環境教育のことについてでございますが、かなり2000年から長い、10年以上の総合的な学習の時間での実績がございます。その中で、各校が学校の実態や地域の実態に応じた総合的な学習の時間の年間の計画をつくっております。東大和市におきましては、先ほど来、出ております狭山丘陵等の豊かな自然を活用した総合的な学習の時間において、環境教育も長年実施されてきているところなんです。そのようなところで、自然の大切さを気づいたりとか、または生物について興味関心を抱くとか、そういうところから今後自然を大切にしなければいけないというような、自分の気づきに今度振り

返っていくというような、そのような学習が長く展開されているというふうに認識しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ただ、この総合的な学習のいわゆる時間数というのも、2000年と現在では違ってきていると思うんですけども、そうしますとやはりこの環境教育に割ける時間も、当然2000年と今とでは違うというふうに考えてよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在の総合的な学習の時間の時数でございますが、小学校3年生以上が70時間、そして中学校1年が50時間、中2、中3が70時間というふうになっております。確かに時間が減ってきているというところではございますが、その時間の配分、その全ての時間の中で環境教育が、何時間やらなければいけないとかっていうことはありません。ですので、東大和市は、この自然豊かな環境を生かして環境教育に力を入れたいということで、例えば年間を通して横断的に、また各学年を通して実施するというのも可能でございますので、各学校の校長の経営方針のもと、その計画を柔軟に扱うことができるというふうに考えておりますので、大きな変化はないというふうに認識しております。

○19番（東口正美君） たしか2000年のころは105時間ぐらいあったかなと思いますので、当然差は出てくるかなというふうには思っておりますが、そんな大きく差はないということで。

もう一つ、先ほども言いましたように、各学校の校長先生のもと、年間計画の中で取り扱うもよし、取り扱わないもよしということがあるので、その辺でも当然変化が出てくるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 当然各学校での計画がございますので、取り扱う内容についてはさまざまではございますけれども、環境教育というものは各学校において、どの学校においても重要視されてるというふうに認識しております。ですので、総合的な学習の時間だけではなく、例えば社会科であったり、理科であったり、そういう授業の中でも環境に関する部分というものは、学習指導要領の中にも記載されておりますので、総合的な学習の時間、そして各教科領域との関連を図りながら、学校教育の中で環境教育を取り組んでいるというふうに認識しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、ある程度学校の中では常にニーズがある、この環境教育であり、また自然観察を織りまぜた事業というのは、東大和市全体としては今後もある一定の量が必要になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 例えば先ほど狭山丘陵のお話をいたしましたけれども、狭山丘陵でのフィールドワークにつきましては、全小学校におきまして活用しているところです。中には全学年で狭山丘陵に行くというような学校もあるほどです。ですので、市内の学校においては、その環境教育のことについて重要に考えているというところが、この実態からしてもわかるところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） そうしますと、やはり一定の人材も必要ですし、さまざま、今まで続いてきたことを続けていこうと思うと、方針というものが必要なのではないかなというふうに思っております。なので、今後どうしていくのかということを変えて学校教育の中で、教育委員会が主体になるのか、それぞれの各学校が主体になるのか、そこはわかりませんが、環境教育の取り組みについて、本市として、こういう方針でいきたいということが示されればいなというふうには考えます。

先ほどから日本一子育てしやすいまちということで同僚議員が取り上げをさせていただきましたけれども、

もちろん子育て、生まれるところからですけど、当然その後、学校教育というものが市の中で子供を育てていく中で、とても大切になるわけですし、本当にこの都心からさほど遠くない中で、この東大和市にこれだけの緑が残されているのは、これまで東大和市を築いてこられた先輩方の思いがあったと思います。また多摩湖、村山貯水池ができてきた歴史背景等々、この狭山丘陵、東大和市の自然というのは、やはり多くの先輩たちによって守られてきた、こういう環境を学ぶということに大変意義があると思っております。

そして、この狭山丘陵から受ける自然の恩恵、多種多様な植物だけではなく、鳥や虫、また蛍が見られるというのは、東大和市にいると案外普通かなって思うことなんですけど、でも私は東大和市ではないところで育ったので、この環境というのがどれだけ素晴らしいものであるかということに逆に実感しております。これら子供たちが、その子供の時代に肌を通して、空気感だったり温度の違い、同じ日なのに森の中、山の中に入ると、こんなに気温が変わるんだというようなことまで肌で感じるができる環境というのを本当に大事に思いながら、今後、東大和市で環境教育にどう取り組んでいこうと考えているのか、もう一度、御答弁いただければと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 文部科学省のホームページのほうにも、この持続可能な社会を構築するためにも、自主的、積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて重要な意義を有しているというふうに書いてございます。やはり各学校において、今後も計画的にこの環境教育を進めていくということが、大切であるというふうに考えております。先ほど環境ボランティアの方々の協力で、狭山丘陵等でフィールドワーク、行っているというふうにお話をいたしました。小学校全校ではなく、ほとんどの学校というふうなことなんですけども、これからも郷土博物館との連携、そして子供たちが体験を通して自然環境の大切さ等を学ぶ取り組みを、引き続き当市の特色ある環境学習として実施できるよう、学校のほうを支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** 何とぞよろしく願いいたします。

そこで、世界の流れ、国連の中でESDの取り組みがされているということで、この点について触れていきたいと思いますが、このESDというのは、持続可能な開発のための教育というのは、決してこの環境問題だけではなくてさまざまな、貧困、また世界で起きている問題について、どうしたら今後、持続可能な開発ができていくのかということですので、今、環境教育だけを取り上げさせていただいておりますけれども、例えばほかに当市で行われている教育活動、学習活動の中で、このESDの理念にのっとっているような学習活動があれば教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** このESDの教育につきまして、環境教育はもちろんなのですが、そのほかにも人権教育というのが一番大きいかなというふうに思っております。思いやりの気持ちを育むとか、豊かな心を育てていくというようなところでの人権問題のところを取り組んだりとか、または福祉的な部分を扱ったりとかというような学習については、このESDの理念に沿った部分の学習なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** 私がちょっと思ってたのは、防災教育なんかも当市は一生懸命やられてて、こういうことも当然ESDの、当然東日本大震災、また福島原発、さまざまな問題を抱えている日本でございまして、こういうこともESDの理念にのっとって、当市で取り組みをされているのではないかとこのように思っ

ておりますけれども、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 東口議員のおっしゃるとおりで、防災教育についても、このE S Dの理念にのっとった教育ではあるというふうに捉えております。今現在、一中や一小も連携しながら防災教育に取り組んでいるところでございます。こちらのほうも、これからも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** ですので、改めて構えてE S Dということではないのかもしれないんですけども、やはりここでE S Dが目指すところというところを、さらに学校教育の中で御理解いただき、具体的な学習活動の中で持続可能な開発のできる人、子供を育てていくということが、何よりも大事ではないかというふうに考えております。2008年、教育振興基本計画の策定の中で、小中学校の学習指導要領が発表されておりますけれども、この学習要領の中にも持続可能な社会の構築が盛り込まれております。今まで総合的な学習で行われてきた教科横断的な学習を、もう一度この持続可能な開発のための教育へと結びつけていくことが、大事なのではないかというふうに考えています。

今回、私がこの質問を取り上げましたのは、既に環境教育の分野において郷土博物館の方たちの、また教育ボランティアの方たちの支援を受けて、充実した環境教育が行われているこの実績、すばらしいと思うんです。特にこの社会教育と学校教育が、また地域の人たちに支えられた教育が既に行われているということは、大変高く評価をしたいと思っております。このことが、さらに持続していくためには、先ほども申し上げましたけれども、東大和市としての一つの方針、逆を言うと社会教育のほうはさまざまな人材、さまざまな経験を積んできた人たちが、しっかりと横軸としてあるのかなというふうに感じているんです。それを学校教育の中の縦糸というほうが、やっぱり年によって、その年の学校の状況によって変化をしてしまうのかなというふうに思っております。それは当然学習指導要領の変更とか、そういうことによる部分もありますので、市が方針を立てても変わっていつてしまう部分があるのかな、そうしますと当市が行ってきた環境教育を、より今後も継続的に進めていくためには、学校の中でもう一本、柱となるような取り組みが必要ではないかと考えます。その中で、やはりこのE S Dということを柱にしていくということが、大切ではないかというふうに考えるんですけれども、この点はいかがでしょう。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 各学校で校長の経営方針のもと行っている教育活動でございますが、今後も環境教育を進めていくというのは、学習指導要領も新しい学習指導要領が、これから全面実施を、2020年を目標に今、改訂を進めているところでございますけれども、その中でも、やはり課題発見とか解決に向けて主体的、共同的に学ぶ学習というようなところも検討されているところです。そういった中で、各学校は学習指導要領にのっとり計画を立てておりますので、当然その柱となるところは、よりどころはこの学習指導要領でございますので、それに従って計画的に進めていくという形になるかと思えます。各学校の校長の考えで、それを変更するということにはございませんので、そこに学校の特色、地域の実態等を加味して、教育計画がつけられていきますので、柱というものは、このE S Dの理念というところも、学習指導要領に沿った理念、E S Dの理念が盛り込まれていくというふうに一応認識しております。

○**19番（東口正美君）** E S Dが、従来の総合的な学習とどう違うのかということころは、私もまだ勉強の途中かなというふうに思っているんですけれども、今回この質問をするに当たりまして、このE S D教育に力を注いでいらっしゃる江戸川区の小学校の校長先生のところに伺いまして、お話を聞いてまいりました。

今までこの総合的な学習で、例えば環境学習、環境教育というようなことを勉強していったときには、自然

観察とかを通して教科横断的に環境について学んでいくということが、総合的な学習として完結するんですけども、E S D教育というのは、この環境の問題を取り上げると、この環境、保全をしていくため、また今地球温暖化とかが進んでいってしまっていて、この環境の問題を取り上げると、どうしても地域だけには限定されず、世界へ目を向けなければならない。この世界に目を向けるということは、当然多文化の理解をしていかなければならない。その多文化、いろんな人たちがいるんだということを学ぶことによって、命の大切さとか人権の大切さということを学んでいく。また、その命の大切さってということを学ぶとき、私たちは環境の中で生きているということを考えると、やはりこれを総合的に、さらにやっていかなければいけなし、その中で現在抱えている問題をどう解決していくのかと、問題解決型の学習をしていくということが、よりさらに進んだE S D教育なんだというふうに語ってもらいました。本当に、つまり何を学ぶかではなくて、何のために学ぶかということが、このE S D教育を進めていかなければならないと考える一番のところだというふうに言っておりました。

今、当市は学力向上ということに全力を傾注して取り組みをさせていただいてると思うんですけども、子供たちの生きる力を育むって言ったときに、じゃ生きる力って学校のどの教科で育むのかっていうようなことまで言われまして、その生きる力という意味も、先ほども言いましたように東日本大震災が起きたり、福島原発のことがあったり、また地球の温暖化があったり、今まで以上に今の子供たちが、この先、未来に抱える課題の大きさを思えば、厳しい時代を生きる子供たちの生きる力をどうやって育んでいくのかっていったときに、このE S Dの教育に力を注いで、そういう子供たちを支えたい、育てたいんだということを熱く語っていただきまして、このE S Dに関しましては、これからも、私も勉強を重ねて、またいろんな形で発信もしていきたいですし、研究もしていきたいというふうに考えております。

なので、E S Dに関しては、これで終わるんですけども、もう一つ、その校長先生が言っていたのは、実はこのE S Dに取り組んだことによって、学力のポイントも10ポイント以上、上がったんだという話もされまして、本当にここはさらに研究に値するのかなというふうに思っております。

そういう中で、この東大和市の環境教育を進めていくためには、もう一度戻るんですけども、人材の確保というところが、もう一つ大事なところというふうに思っております。先ほども御答弁をいただいておりますけれども、今は環境、自然観察学習については、郷土博物館の人たちの力に頼っているところというふうに考えますと、もうイチジュウ、この学校の方針がきちんと決まったときに、昨年のようにボランティアさんだけが支えていくというような状況が今後も生まれてしまうとすると、そこはいかがなものかというふうに思っております。そういう点も踏まえまして今後の東大和市の環境教育を支える人材をどのように確保していこうと考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 人材の確保につきましてでございますけれども、先ほどからお話いただいておりますE S Dの理念の一つで、人と人とのつながりというところがございます。学校では、環境教育にかかわらず、さまざま全教育活動の中で、地域の方々、地域の方々だけではなく、外部の人材を活用して体験的な学習を行ったりとかしているところです。今現在、東大和市では、小中一貫教育というものを進めております。今現在、小学校と中学校の教員の連携以外にも、児童・生徒との連携、そういうところも進めているのでございますけれども、その中にもやはり地域の方が入って、一緒に教育活動を展開したりとかということも行われております。ですので、その横の連携、小中一貫教育の中でそういう横の連携を深めて、その外部人材の情報も共有して確保していきたいなというふうに考えておりますし、また市教委のほうでも、他地域で行われてい

るそういう実践等、外部人材を活用した実践等を、情報を得ながら、またその人材確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つは、郷土博物館側、社会教育の側で、先ほどもありましたように、昇格によって人事異動があったというふうに伺っております。なので、戻ってこられたと伺ってはいるんですけども、昇格されるとお仕事の分野も変わってこられるでしょうし、今までどおりにいく部分とそうでない部分があると思うんですけども、この学校への協力体制を整えていくために、今後、何か郷土博物館のほうで考えていることはございますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） ただいま東口議員のお話もございましたとおり、以前の担当者が再び郷土博物館のほうに戻ってまいりました。当分の間は、従前の対応が可能となると思いますが、それがずっと続くということではないというふうに考えてございます。昨年の経験をいい教訓といたしまして、担当者あるいは環境教育ボランティアの方々と、今後どういう方策がとれるかは検討してみたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 何とぞ、こちらも持続可能になるように何とか。たくさんそういう意味では、人材がいらっしゃるとは思っております。ただ、去年の1年間を、ボランティアの方が支えていただいている中で、もちろんボランティアなので、もちろんその報酬とかを求めてらっしゃるわけではないんですけども、例えばそういうことがきちんと整っていく中で、人材も確保されていくということも考えられるのかなというふうには思っております。この辺、社会教育なのか学校教育なのかわからないんですけども、しっかりと環境教育をしていくということで、予算をつけていくというようなことは考えられるのかどうか、お聞かせください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 有償ボランティアのお話でございますが、郷土博物館では環境教育ボランティアだけでなく、星空ボランティア、あるいは文化財ボランティアも養成してございます。また他の部署でも、観光ボランティア等が育成されてる事例もございますので、全体にかかわる問題なので今後の研究課題とさせていただきます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ぜひ、これは市長のほうかもしれませんけれども、日本一子育てしやすい東大和市には、こんなすぐれた教育環境もあるというふうに考えますと、善意だけに支えられていくというよりは、きちんとそういう裏づけも今後は必要になるのではないかとこのように思っております。

もう一つ、確固たるものにしていくために、このESD推進拠点であるユネスコスクールの加盟については、他市を見て研究されるということですけども、もちろんこのユネスコスクールに加盟をしたからといって、ESD教育が各校で進むというわけではないということは、私も理解しております。現在、国内では900校、どんどんふえてしまうので正確な数字がわからないんですけども、900校以上の学校がこのユネスコスクールに加盟をしているというふうに聞いております。やはりこういうところに加盟をするということのメリットは、当然あると思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） ユネスコスクールのことについてでございますが、現在は当市の学校でユネスコスクールに加盟しているという学校もございませんし、今これからすぐに加盟をするというような予定も

今のところはございません。このユネスコスクールの加盟についてのメリットでございますけれども、世界各国でユネスコスクールに加盟しているところがございます。ですので、そのような学校との交流であったりとか、教員の例えばE S Dの理念についての研修のそういうものであったりとか、また情報を得るとかというようなこと、そうですね、そういうあとは教員の交流、海外での交流というようなことも、ホームページ等には書かれておりました。そういうことがメリットではあると思うんですけども、今現在、行っている市の、市内での小中学校が行っている環境学習が、私たちは非常に充実しているものというふうに捉えておまして、このユネスコスクールの実践事例を見ましても、東大和市内の学校の実践もかなりまさっているというような認識もありますので、この加盟については、これから研究して考えていきたいと思っておりますが、以上そのように考えております。

○19番（東口正美君） 私もホームページ上でしか見てないんですけども、加盟すること自体はそんなに難しくなくて、毎年この報告をその学校のレベルによって上げてらっしゃるのかなというふうに思っております。その報告書を見ると、当然本市がやってきている環境教育は見劣りするものではないというふうに思いますので、先ほども発信ということもありましたけれども、この辺も全体的に研究していただいて、本市の子供たちのためになるようであれば、御努力いただければというふうに思っております。

最後に、今回の質問、E S D教育について、また教育長のお考え等あればお聞かせいただければと思っております。

○教育長（真如昌美君） 環境教育につきましては、今、総合的な学習も非常に課題が多くて、教育内容の奪い合いといいますか、そんなような感じもあります。英語をやらせろ、それからオリンピックが始まるから、それについての学習もさせろ、その他もろもろですね、その総合的な学習という言葉だけで、全て消化できるような感じになってるところもあります。ただ、うちにとっては、その中でも環境教育というのは、非常にいい環境の中に子供たちが住んでますので、これからも総合的な学習だけじゃなくて、細く長くいろんな機会を通じて学習させていって、東大和に住んでるということについての誇りを、しっかり持たしていきたいなというふうに思ってるところであります。

それから、ユネスコスクールについては、たくさんメリットがあるという話は、今御説明させていただきましたけれども、これからオリンピックを通じて、一層グローバルな社会で生きていく子供たちですので、そういった機会、さまざま活用しまして、国際的にも通用できるような子供たちを育てていきたいなというふうに思っているところでありますので、今後も研究させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 何とぞよろしく申し上げます。

総合的な学習が、確かにいろんなものが詰め込まれてしまっているというのも伺っております。先ほど言った校長先生は、区内の総合的な学習についての調査研究もされたということで、そののどうしたら効果的な、本市が目指す学力向上も含め、今後の社会、また世界が抱える課題を解決できるような子供たちに育てていけるのかというのは、もちろん本当に総合的な学習と一くくりにはするけれども、その取り組みの仕方というのを、やはり研究されてると思うんですけども、研究していきながら、またすぐれた他市の取り組み等も、また今後も私も発信をしていければというふうに思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

続きまして、高齢者が安心して暮らせる相談の場についてということで質問をさせていただきます。

先ほど高齢者ほっと支援センターの利用状況について、3カ所まとめたという状況で数字の御報告をいただ

きましたけれども、これは3カ所、平均的に利用されているというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） ほっと支援センターの利用状況でございますけれども、内容によっては必ずしも平均的な数字ではございません。もちろん平均的な数字もございますけども。ちなみに相談件数、合計で2万8,401件ございましたけども、その内訳を見ますと、ほっと支援センターいもくぼが8,356件、なんがいが6,750件、きよはらが1万3,295件というような形で、平均的な数字とはちょっと異なっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 場所によって多少というか、かなり違うということでございます。例えば、このきよはらの1万件を超える相談を、大体1日、職員の人たちが受ける相談件数というのは何件ぐらいだというふうにお考えでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 済みません。稼働日数というか、あいてる日にちで割りますと、大体、平均1日50件ぐらいにはなるかなというふうに思います。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、3カ所、職員体制というのは一律ですけれども、この辺もどうなのかなというふうに感じます。この高齢者ほっと支援センターにつきましては、6期介護保険事業計画の中では、機能の強化ということが言われてますし、また充実させていくんだということで、うたわれておりますけれども、この機能の強化とか充実というのは、今後どのような形で図っていこうと思っておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 地域包括ケアシステムというのが、これから30年4月をめどに進めていきます。その中で、やはりほっと支援センターというのは、拠点となる施設、例えば生活支援コーディネーターの配置を行っていくですとか、あるいは地域の多様な主体といいますか、そういうものの発掘ですとか、そういうものの中心的な役割を担っていただくということで、機能の強化というふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 例えば、今3カ所のほっと支援センターの人たちが、一緒に現状とか課題とか、そういうことを話し合うような場面というのはあるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 3カ所が集まりまして、あと市の職員も加わりまして業務連絡会議というのが、年間11回ほど開かれておりますので、その中で情報共有であるとか、事業展開であるとかという話はしております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、話があっち行ったり、こっち行ったりですけど、その中でこの相談件数、利用状況に差が出てきているというところで、今後何か市として手だてはあるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 個々の話でございますので、計画とか大きい話はいつも出てます。あと細かい業務の話も出てますけれども、総合的にいうところでは、まだまだ十分把握できてないというところもあるかと思えます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 済みません、ほかの施設のことこれからいくんですけど、今回、私が取り上げているのは、そこに今もたくさん相談していただいていますし、電話も訪問もたくさん業務をこなしていただいているのはわかっているんですけども、かといってそこに訪ねて行って相談ができるという環境ではないのか

な、3カ所とも看板は掲げてありますけれども、来訪して気軽に相談ができるというのは、ちょっとかけ離れているかなとは思っているんですが、来訪して相談に来られる方もいらっしゃるんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 来所相談というのももちろんございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 予約なしで来訪しても大丈夫ということでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 議員おっしゃるとおりでございます。大丈夫です。

○19番（東口正美君） わかりました。ただ、なかなか業務が、ほっと支援センターは過密になってるなどののを、今回、改めて数字を見まして感じております。

そこで、2番の見守りぼっくすについてお尋ねをしたいと思うんですけども、見守りぼっくすは当市は3カ所でできておまして、周りの近隣市を見ても、これだけの数を既に設置しているというところはなかなかないので、頑張っていたいなというふうに思っているんですけども、この見守りぼっくすも、例えばしんぼりは、前回どこかで質問したことあると思うんですが、2階の図書室の奥なんですね。本当は入ってすぐのところ、和室とちょっと広いロビーになっているので、そういうところのほうが来訪して気軽に御相談できるのではないかとというふうに市民感覚で思うんですけども、なぜそうになってないのか教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） しんぼりの場合でございますけれども、私どものほうでも当初、1階のフロアというものを考えておりました。ただ、相談機能の部屋を確保しようとすると、ある程度、相談の音が漏れないようにとか、そういうところを考えますと、壁の関係で、関係法令、消防の規定で1階にはちょっとできなかったということで、2階という位置になったということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さまざまやれたらいいのと思うのに、できないことには理由があるとは思っているんですけども、じゃならはしがあの場所に見守りぼっくすをつくった背景はどのようななってますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 奈良橋市民センターのあそこの2階の場所につきましては、もともとあそこは老人福祉センターという位置づけでございます。昔の老人福祉法の中では、老人福祉センターの中に、相談室があって、そこで相談を受けるといった機能が求められていたので、あそこには相談室が2カ所設置してあるということでございますので、そういった意味で施設の広さというもので、十分なものがございましたので、あちらはそういう形で部屋を有効に活用させていただけたということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ですので、1番、1号の見守りぼっくすになったと思います。

もう1カ所設置されたなんがい、どのような設置状況になってますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） なんがいにつきましては、さまざま桜が丘とか南街の地域で空き店舗等の活用も含めて、私どもで場所を検討させていただいたんですけども、残念ながらそういった拠点となる場所がなく、ほっと支援センターなんがいの執務室の中に、パーテーションで分けて、併設的に設置するというような選択をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 基本的には、見守りぼっくすはアウトリーチが業務だというふうに理解をしていますが、やはり先ほども言ったように、ふらっと相談ができる場所が欲しいというのが、もともとずっと私が思

っているところでございます。例えば同じシルバー交番の制度を使って、隣の武蔵村山にふらっとみどりというところが、団地の空き店舗を使ってございます。こちらも見させていただいてますけれども、同じシルバー交番なのにあそこは、もちろん立地、さまざまな条件がそろったからできているんだと思うんですけども、団地の1階の空き店舗のところ、そしてスペースも広くてお茶も出てという形で、日常的に高齢者の方たちが立ち寄れるようなつくりになっているんですけども、この辺の差というのはどのようなところから来ているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） やはり空き部屋の状況とか空き店舗の状況というものになろうかと思えます。きよはらにつきましては、あそこは都営住宅と合築で、34号棟の1階にデイサービスセンターとの併設で、高齢者のほっと支援センターができました。ただ、やはり部屋の数とか大きさに非常に厳しいものがございまして、なかなか理想としては本当にそういうものがあって、そういう場所と一緒に相談の機能ができるのが一番望ましいんですけども、現状では当市においてなかなかそういう場所が確保できないということで、さまざま工夫をさせていただいて、例えば新堀地区会館であったり、奈良橋市民センターの1カ所であったりというようなことで、実施をさせていただいているということでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） 済みません。今後の取り組みというところで、もう一回やらせていただきたいと思えますけれども、了解をいたしました。

そして、もう1つ、老人福祉館というのが、市内5カ所ございまして、こちらは今回の介護計画とか高齢者福祉計画の中に触れられてる場所がないんですけども、こちらの活用は今後どのような形になっていきますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 今議員がおっしゃられましたように、市内に老人福祉施設5カ所ございます。今利用の状況といたしましては、60歳以上の方に利用していただいております。団体での御利用、それから個人での御利用、それからお風呂がそれぞれございますので、お風呂の利用ということで、皆様に利用していただいております。現状はそのような部屋の貸し出し、それからお風呂の利用ということで、皆様に利用していただいておりますので、この状況を継続させたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） じゃ、午前中に引き続きまして再質問させていただきます。

老人福祉館について、もう少し教えていただければというふうに思います。

先ほど5館合計の利用人数ということで、5万8,803人ということで伺ったんですけども、これだとちょっと日々の利用状況がいまいちわからないなと思っているんですが、単純に5で割って、300日ぐらいで割ると1日30人ぐらいの利用なのかなとは思いますが、老人福祉館のこの利用状況をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○市民生活課長（田村美砂君） 老人福祉館5館の団体利用、それから個人利用、それからお風呂の利用につき

まして、それぞれ説明させていただきます。

まず団体利用ですが、数が多い順からお話しします。清原市民センターの団体利用が一番多くて9,883人、それから次が奈良橋市民センターで7,485人、次が、3番目が向原市民センター7,395人、4番目が上北台市民センター4,360人、5番目としまして南街の老人福祉館3,754人という順になっております。

続きまして、個人利用になりますけれども、一番多い施設が清原の老人福祉館、こちらが4,261人、2番目に多いのが南街老人福祉館の3,991人、3番目が向原老人福祉館3,304人、4番目が上北台2,582人、5番目が奈良橋の2,098人です。

続きまして、お風呂の利用になりますが、お風呂の利用、一番多いのが清原で4,229人、続きまして2番目が向原の3,304人、3番目が上北台の2,080人、4番目が南街で1,930人、5番目が奈良橋で1,667人といった利用になっております。

以上でございます。

○19番(東口正美君) ちょっとこれでも日々の使われ方というのが、どんな状況なのか。例えば団体利用というのは、団体を届けて、そのサークルとかで使うと思うんですけど、個人利用というのはまずどういうことなのか。あと、要するにその館がフル稼働しているような状況、稼働率というんでしょうか、フル稼働しているような状況なのか、まだ余裕があるような状況の中で運営されているのか、もう少し実態のわかるような表現で教えていただければと思うんですけども。

○市民生活課長(田村美砂君) まず個人利用ですけれども、大体皆さん、主な利用が、囲碁で利用されてる方が多いということで聞いております。あとはお風呂を上がってきて、少し休憩したり、おしゃべりしたりということで御利用されてるということが多いということで聞いております。

それから、お風呂ですけれども、週に2回ございまして、先ほどの数字を割りますと、大体1日、一番多い清原では44人の方が御利用になっていただいております。一番少ない奈良橋では1日17人ほどの利用ということで、大体館を平均しますと1回のお風呂の利用者が17人ぐらいということで、数字のほうは出させていただいております。

それから、稼働率でございますけれども、老人福祉館の部分の稼働率で、26年度の稼働率でございますけれども、一番稼働率の高いのが向原の老人福祉館、こちらが施設全体で41%ほどの利用になっております。それから、2番目としましては清原の老人福祉館、こちらが35%ほどの稼働率です。3番目としましては、奈良橋市民センターで32%、4番目は南街老人福祉館の31.5%で、一番稼働率として低いのは上北台の20.4%ということになっております。

以上です。

○19番(東口正美君) そうしますと、個人利用というのは、主にお風呂に来られた方プラス囲碁というか、そういう個人的な、個人というんでしょうか、団体ではないけれども、そこを利用してるという形で、おおむね40%以下の稼働率だということで理解をしました。

あともう一つ、奈良橋だけ老人福祉センターというふうな名前になってますけれども、こちらは他の老人福祉館と違う機能があるんでしょうか。

○市民生活課長(田村美砂君) 老人福祉施設は、老人福祉館は老人福祉法の第13条に位置づけられて建てられている施設でございますけれども、このうち奈良橋の老人福祉館につきましては、「老人福祉法による老人福祉センター設置及び運営について」という通達に基づいて建てられた老人福祉センターのA型というものに位

置づけられております。このA型の基準といいますのが、建物の面積が495.5平米以上ということが条件でありまして、そのほかに設置する施設としましては、主なものとして生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室などを設置することが基準になっておりまして、それを満たしているのが奈良橋の老人福祉館ということになっております。

以上です。

○19番（東口正美君） 他より充実した施設で運営されているということで、その中で特に訓練機能室というのは、現在どのような使われ方をしているのでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） こちら機能回復訓練室という名前ではございますけれども、現在は介護予防とか転倒予防とかといった今の健康を皆さん維持していただくために、活用されてることが多くなっております。一般の方には貸し出しはしておりませんが、例えば26年度は全部で51回ほどの貸し出しの実績がございますけれども、具体的に申し上げますと転倒予防教室ですとか、栄養教室、脳の若返り教室など、健康を維持していただく転倒予防の教室などを開いて、使っていただいております。

以上です。

○19番（東口正美君） 今言っていたいたさまざま転倒予防等の介護予防の講習とかになると思うんですけども、これはどこが主催で行われているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 奈良橋の市民センターの機能回復訓練室で実際に行っております。今、市民生活課長から御説明させていただいたものは、全て高齢介護課のほうからの委託の事業で、介護予防事業の中のさまざまな教室ということで、市のほうがそちらの部屋で実際には委託の事業者のほうで実施をしているというものでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） わかりました。それ以外にも、たしかゆうゆう体操も老人福祉館で行われていると思うんですけども、状況を教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 体操普及員の方が中心になって、週に1回、ゆうゆう体操のほうをやっております。一度、拝見させていただきましたけども、大変大人数の方が参加しているような状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

さまざま3カ所の状況を聞かせていただきまして、②番の質問に行きたいと思うんですけども、そのようなこと、さまざまな現況を見た上で、これらの施設の活用の仕方、また見守りぼっくす等の活用の仕方によっては、まだまだできることがあるのではないかとこのように思っております。例えば、ちょっと話は前後しますが、先ほどの見守りぼっくす しんぼり、1階に本来は置きたかったけれども、さまざま消防法等の理由があって今お部屋は2階にある。けれども、あそこは、新堀地区会館は1階に広いロビーがあって広い和室がある。例えば常設ではないけれども、見守りぼっくすの人たちとか、また先ほど老人福祉センターでやっているように、高齢介護課等の出前のようなもので催しをしますとか、そういうことが例えばできるのではないかとこのように思いましたし、また老人福祉会館の先ほど見守りぼっくすを設置するときに場所がなかったという話を考えますと、例えば老人福祉会館の場所を使いながら見守りぼっくすの人たちが何か催しをしますとかというように、今あるものを組み合わせたり工夫をしたりすることで、もう少し取り組みができるのではないかなとこのように考えます。そこで、先ほど高齢介護課の転倒予防教室等あるというふうに伺いましたけれども、例

えば保健センターが今行っている事業の中で、65歳の方を対象とされたような事業は、どのようなものが幾つぐらいありますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 保健センターのやっている健康教室でございますけども、特に65歳以上の方に年齢を区切ったものはやっておりません。おおむね40歳以上というような区切りで、各健康教室をさせていただいております。実態といたしまして、その中で65歳以上の方に数多く参加させていただいているものは、男性の料理教室、これは年に2回、栄養士のほうが講師となって中心に、おうちで簡単にできるお料理の調理実習していただくような形のものでございますけども、こちらのほうはほぼ100%が65歳以上の方の御参加となっております。それから、もう一つが女性のいきいき健康教室で、こちらも年に2回、女性特有の骨粗しょう症等をテーマに行っておりますけども、こちらのほうも8割以上の方が65歳以上の参加者という形になっております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） わかりました。

あと高齢介護課で65歳以上を対象としたような催しというのは、今の老人福祉センター以外で行われているものは、年間どれぐらい行われてますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 先ほどのものを除きますと、はつらつ倶楽部、あとゆうゆう体操、あといきいき健康教室、介護予防リーダーの養成講座、体操普及員の推進養成講座等がございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 今おっしゃっていただいたのは、どのような回数で、どこで行われているのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 失礼いたしました。

はつらつ倶楽部でございます。奈良橋市民センターと上北台センターで、それぞれ8回ずつ行ってございます。栄養改善ですとか、口腔ケア等を実施しております。ゆうゆう体操につきましては、市役所の中庭でやっているものでございます。その他の事業です。いきいき教室は、奈良橋市民センターと市役所の会議棟で1回ずつですけれども、やっております。介護予防事業の運動機能の向上ですとか、やはり口腔機能の向上等をやっております。介護予防リーダーの養成講座につきましては、26年度は実施をしてございません。体操普及員の推進養成講座でございますけれども、1期で8回開催してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） さまざまな取り組みがあると思います。

もう一度話を戻しますけれども、このようなことをもう少し組み合わせることで、高齢者の皆様がより身近に、気軽に相談ができる体制が築けないかというのが私の問題意識です。例えば、先ほど見守りぼっくすの相談、訪問件数を見ますと、2カ所でまだ1,800とかという中で、一生懸命訪問をしてくださって、相談に乗ってくださっているのはわかるんですけども、例えばこれが先ほど言った高齢介護課がやってるような催し物のチラシを持ちながらお声をかけていくとか、また先ほど言いましたように、その中の一つは新堀地区会館の1階の和室で、年に1回でも2回でも行ってみるとか、さまざま工夫のできる余地があるのではないかというふうに思うんですけども、こういう検討をされたことはありますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 具体的にということですと、検討はしたことはございません。ただ、今既存の施設、あるいは既存の事業を組み合わせるといって御提案いただいておりますので、ぜひ考えさせていただきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） じゃ、より具体的に、今言ったように、例えば新堀地区会館の1階の和室を使って、年に1回でも2回でも高齢者見守りぼっくすの職員の人たちとともに、介護予防もしくは高齢者のための催しなどということをするとなると、可能性としてはあると思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 非常にいい御提案いただいたなというふうに思いますし、先ほど参事のほうから御答弁させていただきましたが、検討はしていきたいなというふうに思います。ただ、どうしてもやはり人的な問題もございますので、そういったところと、あと本来のやはり役割ですね、アウトリーチとって、外に出向いてキャッチをして相談に応じていくという、専門職が担う相談の部分というのもございますので、そことの役割と、それ以外のいわゆる民生委員さんやボランティアの方たちが担っていただける相談の部分とか、あとピアカウンセリング的に、介護者同士とかそういった形、高齢者同士での相談とか、さまざまな相談の形というのがあると思いますので、そういったところの役割分担なども含めながら、それぞれの施設の中のさまざまな事業との有効活用とか有効利用というところと、コラボレーションも含めてですけれども、そういったところも今後はやはり考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） より身近で、より気軽な相談体制という中には、先ほど場の設定ということもありましたけれども、もう一つは職員の人たちが地域の中で知ってもらえる存在になるということも、より身近になることだというふうに私は思っております、特にこの高齢者見守りぼっくすを3カ所設置された中で、非常に熱心に地域を歩いてくださっているのもお見受けしております。ただ、そのことが当事者の高齢者の皆様方との距離を縮めるのに当たって、もう一工夫必要なのではないかなというふうに思っております。ですので、今のような提案をさせていただきまして、例えばなんがいの見守りぼっくすの方が、南街の老人福祉館を使って年に1回でも2回でも催しを持つことによって顔見知りになり、身近な存在相手になれるということも考えられると思いますので、もう一度そこを検討していただきたいなというふうに思っているのが1点。

もう一つ、先ほど少し答弁の中で御紹介いただきました老人福祉会館、清原の老人福祉館のお風呂の日に、今、民生委員さんの方が月に2回、斜め前のお部屋で何でも相談に乗りますよということまでいってくださっている取り組みを、半年ぐらいでしょうか、やっております。なかなかその意味というか、伝わらない部分もありまして、そこに寄って、待ってくださるんですけど、なかなかたくさんの人がまだ立ち寄っていただけるという状況ではないようなんですけども、もともとお風呂のある日は、お風呂の後にほかのお部屋でお茶が飲めるように場所がとられてるということを知って、自発的にやっておりますので、その方たちのお話を聞くと、女性は複数でお風呂に入りに来るので、なかなかそこに入ってこられることはないんですけども、ひとりでお風呂に入ってこられた男性の高齢者の方は立ち寄って、お話をしてくんですというようなこともおっしゃってました。例えばこういうような場所でも、もう少し工夫のある取り組みをしたり、また来ていただくのを待つというだけではなく、やはり何か催しをするということをお知らせしながら、知ってもらいながら相談、ふだんはおしゃべりができるような状況の中で顔をつないで、いざというときに相談に乗れる、またそれぞれ専門の職員につなげる関係性ができたりとかというような、まだまだやれることがあるのではないかとこのように考えております。特に老人福祉会館が、今回の高齢者福祉計画の中でも文言が出てきてないんですけども、もう少しこも利用していただきながら、取り組みを行っていただきたいと思うんですけども、もう一度この点いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 老人福祉館につきましては、やはり先ほど市民生活課長からも御答弁させていただいたとおり、最近利用が非常にふえていて、介護予防の団体とかさまざま、高齢者の団体の方が活用されてたり、個人の方も利用されてるということですので、なかなかその中に、こちらのほうの職員が入っていくというのは非常に難しいところも実はございます。ただ、そういったところで、実際施設の有効活用ということも考えますと、さまざまな機会を捉えて、市で今行っておりますそういった相談の体制とか、民生委員さんが行っていただいているそういった相談があるということは知っていただくことが必要ですので、いろいろな機会を捉えて、高齢者の方にそういった場があるということを知っていただいたり、適切な場所でそれぞれ相談を受けて、きちんとそれをつなげていくと。専門機関につなげるものであれば、きちんとつないで、その後の支援につなげていくというような形に、そういった支援体制ですね、ネットワークの体制づくりというものを、やはり私どもはきちんと図っていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○19番（東口正美君） ちょっと話がまとまらずに進んでしまった部分もありますけれども、今回、高齢者ほっと支援センターが非常に業務量がふえているということ、またそれを補完するために、きちんとシルバー交番が、他市に比べてきちんと整備されていること、また長年、親しまれてきた老人福祉会館もしっかりと市内の中にあること、また職員の方、民生委員の方、さまざま意欲的に取り組んでいらっしゃる方がいらっしゃるということ、これは当市の大事な資源であるというふうに思いますので、ここをさらに有効活用して、ますます高齢者の皆様が元気に、安心して暮らせる東大和市になったらいいなというふうに思っております。昨日の他の議員の答弁でも、平均寿命より健康寿命のほうが高いということもわかりましたので、本当に元気に年を重ねられるよう今後ともお取り組みをよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。

○副議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○副議長（中間建二君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。

先般、行われました市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様のお支援をいただき、2期目の当選をさせていただきました。公明党の議員の1人として、「大衆とともに」との党の原点に立脚し、1期目に引き続き市民の皆様にお指導、御鞭撻をいただきながら、議員としての務めにさらに精進していく決意でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、平成27年第2回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、地域サービスイノベーションクラウドについてです。

高度情報化の進展は目覚ましく、基礎研究の発展はもとより、実際に私たちが使用する情報機器等の技術革新も日進月歩という言葉どおりの進み方をしている感を強くいたします。地方公共団体においては、これまでも各事務事業における情報化を進めており、東大和市もかなりの御努力をいただいているものと認識しております。

さて、国においては地方創生のテーマのもとに、さまざまな施策が実行に移されております。その中で総務省においては、地域サービスイノベーションクラウド事業を進め、地方自治体と事業者が情報を共有化し、双方の事務作業の効率化を図るとともに、事業の活性化、さらには新たな事業の創出も視野に入れて展開しているとしております。これからの社会状況に対応する形で、市民サービスの向上を図ることを望み、東大和市においてこのような国の政策の方向性を鑑み、どのようにして一層の高度情報化を推進しつつ市民サービスの向上をそれぞれの事業で図ろうとしておられるのか、以下の質問にて確認をしたいと考えます。

①市内事業者との情報共有について。

ア、市と市内各事業者とのICTを活用した情報共有の現状はどのようなものか。

イ、情報共有に関する双方のメリットはどのようなものか。

②「地域サービスイノベーションクラウド」について。

ア、「地域サービスイノベーションクラウド」への当市の現状認識はどのようなものか。

イ、総務省が挙げている事例について。

ア、介護サービス事業における展開について。

イ、ふるさとデジタル図書館事業について。

ウ、当市として、市内民間事業者と情報共有をすることで発展が望める分野及びその可能性についての市の認識はどのようなものか。

2点目は、市内産業振興における知的財産の活用についてです。

本年3月2日、日本商工会議所及び東京商工会議所は、「知的財産政策に関する意見」を国に提出をいたしました。その中には、中小企業の成長を促し、競争力向上を図る観点から、中小企業の知財活用を後押しする支援の充実、並びに普及啓発の強化が有効な方策と考える。また、地方創生の観点から、地域中小企業と地方大学の連携による技術力の向上や、地域ブランドの有効活用が極めて重要である。各地域が独自資源を徹底的に活用し、地域の付加価値創造を通じ地方創生を実現するために、強力な支援が求められると述べられています。

地方創生のためには、地域経済の活性化は大きな要素であると考えます。知的財産を活用することは、地域の産業振興を図る上で大きな可能性を秘めた分野であり、行政としてそれを支援することは意義のあることと考えます。折しも政府は知的財産推進計画2015の策定を進めており、本年4月の策定へ向けた検討の方向性を示した中には、「地方における知財活用の推進」という文言もございます。

東大和市においては、平成25年3月に東大和市産業振興基本計画が策定され、本年は計画期間の3年目となります。計画の目指す方向性には、工業の方向性に農業、商業と連携した特産品及び工業製品の開発、また商業の方向性には、農業、ものづくり（工業）と連携した特産品の開発とあります。新たな製品、特産品の開発へ向けた取り組みには、知的財産の活用も大きくかかわるものと考え、以下の点について確認をしたいと考えます。

①知的財産の利活用について。

ア、現在の市の状況はどのようなものか。

ア、市内企業等における知的財産権の取得及び活用について。

イ、知的財産権の取得及び活用のためのサポート体制について。

イ、市内中小企業における特許等知的財産の利活用のメリットはどのようなものか。

ウ、市の特産物のブランド化における意匠等の知的財産権取得がもたらすメリットはどのようなものか。

エ、促進に関しての行政の役割はどのようなものがあるか。

ア、特許等の知的財産取得へのサポートについて。

イ、大企業の未利用特許の中小企業における活用について、他自治体の事例を参考にしつつ、本市としてできることはどのようなことか。

3点目は、葬送における火葬の課題についてです。

市のホームページに公開されている情報によりますと、東大和市の2015年5月現在、75歳以上の人口は9,856人です。65歳以上で見た場合には、倍以上の2万1,479人になります。これから団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けて、本市でも高齢者がますます増加する傾向であることは既に御存じのことと思います。高齢者の方がふえるということは、そのままこの東大和の地において人生の最期を迎えられる方がふえることとなります。高齢者の身近にいる家族にとっては、豊かで安心した晩年を過ごし、大往生を遂げて旅立ちの日を迎えてほしいとの願いは共通したものではないでしょうか。

その旅立ちの儀式である葬儀に関連して、本年3月に公益財団法人東京市町村自治調査会は、「多摩・島しょ地域における火葬場の需給及び運営に関する調査研究報告書」を発表しました。この調査報告書を見ますと、今後ますますふえていく高齢者の葬儀について、火葬場の運営が大きな局面を迎えていることがうかがえます。この調査の時代的背景について述べた中には、施設整備が先送りになっている場合も多く、火葬能力が不足ぎみで、火葬炉の稼働率が高く、希望する時間帯を予約する場合、数日間待たされる火葬場も見られる。そのような中、今後、死亡者数の増加が推測され、さらに火葬能力不足が懸念される。東日本大震災では、火葬が間に合わなくなり、仮埋葬（土葬）を行った自治体も見られる。首都直下型地震が近いうちに起こると予測されていることもあり、大規模災害に対する備えが必要であろうとの指摘がなされていました。

東大和市においては、独自の火葬場を持たず、他の自治体の火葬場や民間業者を利用している状況にあります。このことにつきまして、以下の質問において現状と関連事項を確認するとともに、今後の展望をお伺いしたいと考えます。

①市内死亡者数の推移について。

ア、過去の死亡者数の推移はどのようなものか。

イ、今後予測される死亡者数の推移はどのようなものか。

②市内葬送の現状について。

ア、市民の葬儀の行われる場所について、市内・市外の割合はどのようなものか。

イ、葬儀費用について、どの程度かかっているのか。特に市民葬儀については、市側が提示している金額と実際に市民が支払う金額との差異はどのようにになっているのか。

ウ、御遺体が火葬される際、利用される火葬場はどこか。

エ、火葬場の順番待ちにより、葬儀までの日程が延びる現状がある。これについて市の認識はどのようなものか。

③火葬場の利用について。

ア、今後の市民の葬儀及び火葬場の利用について、行政として市が取り組むべき課題はどのようなものか。

イ、課題解決への方途はどのようなものが考えられるのか。

4点目は、特別支援教育におけるICTの活用についてです。

2006年12月に国連で採択をされた障害者の権利に関する条約は、我が国においては2007年9月に署名がなされました。その後、関連する国内法の整備が進み、2014年1月には締結がなされ、2月19日に効力が発生しております。その障害者の権利に関する条約の第24条が教育に関する条文で、ここではインクルーシブ教育の理念が示されています。その理念は、改正された障害者基本法の第16条にも示されています。つまり、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。」とあり、その4には「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。」とあります。

かつて私は平成25年第4回定例会において、特別支援学級におけるICTの活用について質問をいたしました。その際の答弁では、「今後は都立特別支援学校やICTの導入実績がある自治体での活用状況を研究するとともに、引き続き個々のニーズを把握し、児童・生徒の実態に即した指導内容や方法を工夫してまいりたいと考えております。」とございました。今年度、学校教育現場において、タブレット端末の寄贈を受けて、これを活用した授業や学習指導が行われていることと思います。

そこで、以下においてその状況や今後の展望についてお伺いをいたします。

①今年度の状況はどのようなものか。

ア、利用可能になったタブレット端末の活用状況について。

イ、児童・生徒の反応はどのようなものか。

②今後の展開について。

ア、次年度以降の活用予定はどのようなものか。

イ、外部団体との連携によるさらなる利活用をどのように考えているか。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行います。よろしくお願いたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市と市内業者とのICTを活用した情報共有の現状についてであります。現在、市と市内事業者との情報ネットワークで結び、情報共有を行う事業は実施しておりませんが、住みよい活気あるまちをつくるため、民間事業者との情報共有は重要なことであると考えております。今後、ICTを活用しまして、情報共有することでどのように地元産業の活性化につながるかなどについて、研究してまいりたいと考えております。

次に、情報共有に関する双方のメリットについてであります。民間事業者との情報共有は市と事業者双方がそれぞれ情報収集することが縮減され、事務作業の効率化が期待できるとともに、官民を超えた利用者本位の市民サービスを展開するためのネットワークづくりができることと考えております。また、民間事業者と市が情報を共有化することにより、相互にサービスの適正さを適宜把握することができることなどが考えられております。

次に、地域サービスイノベーションクラウドの現状認識についてであります。地域サービスイノベーションクラウドは、地方公共団体が保有する情報データを地元事業者とクラウド上で共有し、地元事業者の生産性

向上に寄与するものと認識しております。こうした官民共通のシステムを立ち上げることは、当市はまだ取り組んでいませんが、ICTを利用して地元企業の活性化につなげることができないか、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、介護サービス事業における展開についてであります。このクラウドの活用による市、ケアマネジャー、介護サービス事業者などがそれぞれのデータを共有することで、業務の効率化や簡素化、コストの低減などが図られるとされております。今後は在宅医療、介護連携などの地域包括ケアシステムを構築する際に、先進事例等を参考にしながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさとデジタル図書館事業についてであります。この事業は多方面から収集したその地域に関する資料や情報をデジタル化し、さまざまなカテゴリーに分類してデータベースをつくり、パソコンやスマートフォン、タブレット等を使って、より簡便で活用しやすい形で希望する住民や企業にそれらの情報を提供するものであります。これらのデジタル情報のさまざまな利活用方法や経費等につきまして、国や東京都を初め先進自治体等の取り組みを参考に調査研究してまいりたいと考えております。

次に、市内民間事業者と情報共有をすることで発展が望まれる分野及びその可能性についてであります。市と市内民間事業者の間で情報共有することは、市内商工業分野だけでなく、観光分野や福祉分野にも発展させることが考えられますが、現在のところ具体的な検討は行っておりません。また、その可能性につきましては、地元事業者の活性化にどの程度寄与できるか、また国からの財政的な支援についてもあわせ研究検討していく必要があると考えております。

次に、市内企業等における知的財産権の取得及び活用についてであります。市内企業等の知的財産権の取得状況などについては、情報収集を行っておりません。また、その利活用に関しましても把握はできておりません。なお、東大和市商工会によりますと、会員企業において数社が自社技術に関して特許を取得しているとのことでございます。

次に、サポート体制についてであります。東大和市商工会におきまして、市内の中小企業の方が知的財産権の取得及び活用を考えている場合には、弁理士等の専門家を派遣し、相談業務に当たるエキスパートバンク事業を行っております。市といたしましても、企業から相談等があった場合には、商工会の相談制度を御紹介しているところであります。

次に、市内中小企業における特許等知的財産の利活用のメリットについてであります。一般的に知的財産の取得、利活用により得られる効果としては、新規参入の抑制や模倣品の防止といった排他的なものが考えられますが、中小企業にとってはそれ以上にPR効果や販路開拓、業務提携の実現など、特許の力を生かして自社の強みを顧客等に伝えられることによるメリットが大きいと考えております。

次に、市の特産物のブランド化における意匠等の知的財産権取得のメリットについてであります。特産品のブランド化によって他の商品との差別化が図られ、特産品、特産物自体の価値が上昇するなどの効果が期待されます。ブランド化する場合は、さらに意匠権や商標権などの知的財産権を取得することで、ブランド化された特産品の保護及び信用の維持が図られるというメリットがあると認識しております。

次に、特許等の知的財産権取得へのサポートについてであります。現在、市においては知的財産権取得などに特化したサポート体制は設けておりませんが、一時的な相談などには応じております。この中で、より専門的なこととなりますと、東大和市商工会のエキスパートバンク事業や、東京都知的財産総合センターなどを御案内しているところであります。

次に、大企業の未利用特許の中小企業における活用についてであります。現在、川崎市において大企業と中小企業の知的財産マッチング支援事業を実施しております。この事業は、大企業や研究機関が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の製品開発や技術力の高度化、高付加価値化を支援する事業であります。当市においては、中小企業大学校東京校が市内にありますことから、同校によりマッチング支援事業の実施の可能性などについて調整、研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内死亡者数の推移についてであります。住民基本台帳上に登録された方の死亡者数となりますが、平成22年から26年の5年間では、いずれも年間600人台で推移しております。

次に、今後予測される死亡者数の推移であります。国立社会保障・人口問題研究所で行いました将来推計人口によりますと、2040年までは年間の死亡者数は増加しており、2020年は800人台、2030年は1,000人台といった推移となっております。

次に、市内葬送の現状についてであります。葬儀の行われる場所として、市内・市外の割合については把握しておりません。葬儀を行う場合、親族や会葬者の人数、会場の大きさなどを考慮し、市内・市外において葬儀の場所を選択されているとお聞きしております。

次に、葬儀費用についてであります。経済産業省の調査によりますと、宗教者へのお礼を除く葬儀費用の割合は50万円から100万円、100万円から150万円、150万円から200万円までが、それぞれ約2割ずつといった分布状況であります。また市民葬儀は、標準的な葬儀内容及び葬儀費用を定めることにより、葬儀が華美になる風潮を抑え、市民の経済的負担軽減を図ることを目的としている制度であります。市民葬儀の利用料金につきましては、祭壇の種類によって金額が異なり、その附属具、霊柩車を含め4段階に分かれております。ドライアイスや生花などの協定外料金にかかるものを御利用になられた場合は、加算して費用がかかることとなります。

次に、火葬場の利用状況についてであります。御遺体を火葬される際の主な火葬場としては、立川・昭島・国立聖苑組合設置の立川聖苑、瑞穂斎場組合設置の瑞穂斎場及び民営設置の多磨葬祭場が多く利用されております。

次に、火葬場の順番待ちにより葬儀までの日程が延びる現状についてであります。平成25年度におけます多磨地区の9カ所の火葬場の稼働率は、平均69.9%でありまして、市民の利用の多い立川聖苑は71.7%、瑞穂斎場は76.5%、多磨葬祭場は63.9%となっております。一般的に火葬場の稼働率が高いため、さらに今後の死亡者数の増加に鑑みますと、日にちや時間帯によっては、将来、火葬場の順番待ちが増加することもあると認識しております。

次に、今後の市民の葬儀及び火葬場の利用における課題についてであります。通夜や告別式を行わずに火葬する直葬を希望する方がふえていることなど、葬儀の形式にとらわれない新しい形態もニーズとしてであると捉えており、市民葬儀の制度について見直していく必要もあると考えております。また火葬場の利用についても、将来の死亡者数の増加や火葬場の整備状況を踏まえた上で、市民の皆様が満足のいく葬送を行っていただくことが、今後の課題であると考えております。

次に、課題の解決策についてであります。葬送を行う火葬場については、施設の整備等について困難さを考慮しつつ、市民の皆様が安心していただけるサービスの提供を研究してまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育におけるICTの活用についてであります。平成26年12月に研究授業用のタブレット端末教材セットの寄附がございました。通常の学級では、理科の授業を中心にタブレットの活用を始めたところ

ろでございます。また通級指導学級でも、試行的に活用を始めたところでございます。今後も学力向上やわかる授業の推進に向け、活用方法の研究を進めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、特別支援教育におけるICTの活用について御説明をいたします。

まず寄贈を受けましたタブレットの端末は合計20台であります。各小中学校に1台ずつ、また通級指導学級の設置校には、さらに1台を加えて配布いたしました。

現在の活用状況についてであります。寄贈された全てのタブレット端末には、理科教材がインストールされております。通常の学級におきましては、理科の副教材として目に見えないミクロの世界や地球規模の現象を視覚化することで、理解を深めることなどを目的として活用がなされております。児童・生徒の反応につきましては、写真や動画を見ながら学習ができるので興味関心が湧く、あるいはわかりやすいなど好評であります。また通級指導学級におきましては、試行的な取り組みを始めたばかりでございますが、活動の様子を録画して振り返りに活用するなど、タブレット端末の効果的な活用方法につきまして、現在探っている状況でございます。

次に、今後の展開についてであります。現在は寄贈を受けたタブレット端末を各校に1台ずつ配布した環境でありますので、まずは通常の学級、通級指導学級を問わず、教員のタブレット端末活用のためのスキルアップを高めていく必要があります。研修に当たりましては、インストールされている理科教材の活用方法だけでなく、他の分野での活用方法や指導方法の改善、工夫などについても、学ぶ機会を設けてまいりたいと考えております。また26市の活用事例や企業等、外部団体が自治体向けに実施している授業の内容などについても、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。かなり詳細な御答弁いただきまして、それに基づきまして再質問をさせていただきます。

まず、地域イノベーションクラウドについてでございます。

これにつきましては、るる御答弁いただきまして、実際その情報共有化はされていないということ、またメリットはあるというような御認識であるということでございます。この行政と民間との情報共有というもの、そう簡単にできるものではないというふうには私も思っているんですけども、再度、情報共有のされていない理由について、その必要性という観点からと設備などのハードの面からについて、その困難な理由とはどのようなものでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 情報共有していない理由についての必要性という観点から及び設備などハード面からについてであります。まず必要性という観点からですと、市の保有するデータと事業者が保有するデータを共有することにより、データを二重入力することがなくなり、事務効率を向上させることができると考えていますが、反面、個人情報の取り扱いについての課題があると思われま。

次に、設備などのハード面についてであります。双方が専用端末を設置することはもちろんですが、そのほかに、例えば情報漏えいを防止する必要があることから、セキュリティー環境を強化して運用しなくてはなりません。具体的には、まず通信回線はインターネット回線を使わず、通信回線事業者が提供します専用回線

を使う必要があります。その際、市と事業者双方が通信回線にかかる費用を負担することになります。またサーバーをクラウド上に置くということが考えられますので、その管理費などの費用も別途必要になりますので、こうした財政面の課題などが困難な面であると考えられます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

必要性という観点からは、効率がよくなるということ、これは非常に大きな点だと思うんですけども、しかしながらセキュリティーの強化ですとか、専用回線の利用、またクラウドの利用ということで、その財政的な面があるということを理解させていただきました。必要性ということは、非常に重要な点でメリットは大いにあるということですけど、なかなかその他、それを実現するまでのさまざまなハードルが高いのかなという認識をさせていただきました。

それで、メリットの件につきましてなんですけれども、再度、情報共有のメリットの具体的な中身について詳しくお聞かせいただければと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） まず事務作業の効率化についてですけれども、市と事業者がそれぞれ情報収集していたデータを、どちらか一方が収集して共有のシステムに載せることにより、事務作業の効率化が図られると思われれます。また、次に官民を超えた利用者本位の市民サービスを展開するためのネットワークづくりであります。例えば利用者が福祉サービスを利用したい場合、複数の担当者に同じ内容の利用希望を伝えなきゃなりません。ネットワーク構築できればこうした状況は解消できると考えられます。次に、相互にサービスの適正さを適宜把握することができるという点ですが、利用者本人にとって真に必要なサービスが提供できるかが、いわゆるリアルタイムで把握できることなどがあります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そのメリットを聞きますと、本当に非常に有効であるなど、これからの行政の仕事の中でこういった情報の共有化ということ、大きなメリットがあるんじゃないかなというふうに受けとめさせていただきました。

その情報共有に向けてなんですけれども、先ほどクラウドというお話ございました。そのクラウドコンピューティング、その有効な手法であるというふうにも私も考えております。東大和市におきましては、第三次東大和市情報化推進計画、これ平成26年度から30年度まで期間を設定しておりまして、その中におきまして先進自治体における自治体クラウドの構築状況を考察するとともに、東大和市の今後の課題として、その導入の検討について述べられておられます。

私ども公明党の同僚議員も、平成22年第3回の定例会でこの件について一般質問しております。その際の御答弁ですと、早急にこのクラウドが普及すると思っていないが、それまでの間は庁内でもサーバー化をして、並行しながらクラウド制度の研究を進めていくことで、世の中の情報化の流れにおくれないよう対処していきたいというふうな答弁がなされております。

また国におきましては、自治体クラウド導入に対する支援といたしまして、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定及びデータの移行に要する経費についての特別交付税の地方財政措置に加え、今話題になっております番号制度の導入を契機とした地方公共団体の自治体クラウドの取り組みを加速するため、平成26年度から28年度までの間、自治体クラウド導入支援コンサルタント及び導入後の実務処理研修に要する経費についても、特別交付税の地方財政措置を講じることとしております。先ほど財政的な

面でも、非常に課題があるというようなことでございましたけれども、こういった手当の部分もあるということでございます。

クラウドコンピューティングの利用形態、種々ございまして、計画の中でも紹介されておりますけれども、今、今回の質問の内容に即した利用形態としては、パブリッククラウドということになるかというふうには私は思うんですが、推進計画、まだ2年目がスタートしたばかりでございますけれども、このクラウドコンピューティングの現状について、現段階における現状と今後の展望についてお聞かせいただければと思います。

○総務部長（北田和雄君） クラウドコンピューティングの現状ですけれども、東大和市で現在クラウドを活用している業務というのは、そう数がないのが現状です。一番、1つは東京都電子自治体共同運営サービスというのがございます。これは東京都と東京都の各自治体が参加しているクラウドなんですけれども、これによる電子申請、電子調達、これはクラウドでやっております。それから、広い意味でのクラウドになりますが、現在の基幹系システム、これもサーバーをデータセンターに設置しておりますので、広い意味ではクラウドになります。一般的にはプライベートクラウドというふうに言われるものです。あと今後は社会保障・税番号ですね、これは全国的にクラウドになりますので、これが導入されるということと、あと市独自では、ことし27年の10月に導入を予定しております施設予約システム、これについては民間のクラウドを活用したシステムを考えております。現状はそういったところです。

今後の展望ですけれども、東大和市の第三次の情報化推進計画の中では、幾つか業務が挙げられております。具体的には文書総合管理システム、それですとか、統合型のGISシステム、罹災証明発行システムなどがあります。ただ、これらのシステムに対応するクラウドがあるのかどうかというところを現在調査してる段階です。具体的な導入までの検討には至ってません。ただ、市で自己開発を、システムを開発すると経費がやはりかかりますので、今後こういったシステムはクラウド方式で経費を安く抑えていくということが、やはり重要になってきますので、引き続き活用可能なクラウドがあるのかどうか、民間のクラウドを含めて研究を進めていきたいというふうには考えています。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

先ほど同僚議員が22年にといいことで、ちょっと言わせていただきました。それから5年たちまして、大分市としてもそういったクラウド化、取り組んでいただいております。また今後もそういった取り組みを前向きに進めていこうというふうなお考えなのかなというふうに受けとめさせていただきました。その中で、自治体だけではなくて、市内の業者ともこういった情報共有をクラウド上でしていくというようなことも非常に重要な観点で、その件につきましても、ぜひとも御検討の一つに入れていただきたいということで、次の質問なんですけれども、総務省の進めてる地域サービスイノベーションクラウドについてでございます。

これにつきましては、一般紙におきましても先月紹介記事が掲載をされておまして、地方創生の一環として進められるそうでございます。当市のような郊外の中小規模の自治体においても、実施へ向けた前向きな検討がなされるべきではないかなというふうに考えております。この点について、総務省がその考え方として挙げている次の3点、利用者視点でのデータ構築によるサービス品質の向上、複数サービスの共通部分の連携、集約化によるコスト低減効果、事業者ごとの強みに特化したサービスの向上支援、これらを踏まえて、先ほど同様の答弁があったかと思うんですけれども、再度、市の御見解をお伺いできればと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 地域サービスイノベーションは、こちらも例えば福祉系のサービスで考えます

と、利用者へのきめ細やかなサービスが展開できること、またICTを活用したサービスを実現することにより、人件費などの運用コストを低減できることが考えられること、さらには地域産業の活性化につながるなどが考えられますが、こちらも現在は調査研究の段階でありまして、具体的な検討には至っておりません。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。メリットもあるけれども、さまざまな理由で検討段階だということ御理解をさせていただきました。

続きまして、実際、総務省が挙げている事例、具体的な事例、ちょっとどのようなものかということ、お聞かせいただければと思うんですが、まず介護サービス事業についてなんですけれども、これ総務省の中でも今後、社会保障・税番号制度ですか、これから、先ほど部長のほうからも、これは全国的にクラウドでというようなお話があったんですけれども、非常に重要な制度がスタートする中で、やはりこの介護サービス事業というものの、一つ大きな事業展開になるのではないかなというふうに考えます。介護サービス事業における情報共有について、具体的にどのような内容が共有されるべきかであるとお考えなのか、この点についてお聞かせください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 総務省の例でございますけれども、自治体の内容としては、介護利用者の介護資格、認定情報等がございます。ケアマネジャーからはケアプラン、サービス提供表の計画書、一方、サービス事業者からはサービス提供表の実績書などが内容として挙げられているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） これらが一括して共有されるとすると、本当に現場の作業をされる職員の方々にとっても非常に有用なものではないのかなというふうに認識をさせていただきます。共有されるメリットについて、それぞれ事業者、行政、市民、それぞれの場合について御教授をいただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 事業者と行政についてでございますが、それぞれ入力作業が軽減されることで事務効率の向上が図れると。また介護現場の情報が関係者にリアルタイムにつながるということで、適切な対応が可能になるということでございます。市民の方にとりましては、ケアプラン等の介護の状況を把握できることで、サービスの内容の見える化といったところで、サービスの水準の向上が図れるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今お聞きすると、今後の地域包括ケアシステム等の構築を考える上でも、非常に有効な手段ではないかなというふうに考えたわけでございます。今申し上げました今後の地域包括ケアシステム構築の中で、情報共有の重要性、どのように認識されておられるのか、お伺いをいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 地域包括ケアシステムの施策の中には、在宅医療、介護連携の推進、あるいは認知症施策の推進などがございます。在宅における医療や介護の連携では、介護サービスの事業に加えまして、医療機関にも情報が提供されるということが想定されておりますので、このクラウドによるシステムの重要性、あるいは必要性が示されているというふうに考えております。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ますます高齢者がふえていく中で、こういったサービスの重要性、重くなっていくのかなというふうに思っております。これ事例として挙げられておりますのが、笠間市の介護共通アプリというものでございます。クラウド上で情報共有をした上で、こういったアプリを作成して利用しているということなんですけれども、これ

はどのようなものであるのかということ、わかる範囲で結構でございますので、教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 笠間市のホームページでございますけれども、自治体、地域包括支援センター、介護サービス事業者、あるいは御家族の方、医療機関、調剤機関とは、もうシステムを既に構築しているようでございます。さらに、それに加えまして救急車などの消防組織も含んで情報共有を検討しているというふうなことが示されておりました。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時43分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） 先ほどの介護共通アプリということで、救急車など等でも活用できるということございました。大変いいサービスではないか、いいアプリではないかなというふうに思っております。こういったことを考えますと、壇上でも述べましたけども、これからますます技術革新がなされて、高齢者の方も携帯電話ではなくてスマートフォンを持つような時代が、持たれる方がふえる、ますますふえていくであろうというふうに予測されますし、身近な手元のそういった情報機器で、先ほど言いました利用者目線に立った、利用者の方々が本当にリアルタイムでサービス内容を確認したりとか、そういったことをできるということを考えますと、非常に有効な仕組みなのかなというふうに考えております。こうした他自治体の事例を参考にしながら、東大和市におきましても特にこの介護事業等の分野につきまして、この事業を展開していくべきではないか、また展開せざるを得ないのかなというふうにも思っているんですけれども、この点についての市の御見解を伺えればと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 地域包括ケアにおけます医療、介護などの各関係機関との情報共有は必要だろうというふうには考えてございます。一方、今までお話ありましたクラウドによる構築ということを考えますと、関係機関との十分な理解、調整、協議というものも必要となります。本来、事業の必要性を共有していきながら、調査研究を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 確かに、じゃそうですかといって簡単に事が進むものではないというふうに思いますので、ぜひとも事業者の方々とも情報共有、また認識の共有をしながら、ぜひ住民目線に立った、利用者目線に立ったサービスの構築に向けて、御尽力いただければなというふうに思います。

続きまして、もう一つの事例として、ふるさとデジタル図書館事業というものが挙げられてございます。市に関するさまざまな情報を集約し、情報発信をして産業振興や教育、住民サービス、地域活性化等に有効に活用していく取り組みだろうというふうに考えております。こうした事業への取り組みにつきまして、市としてはどのような認識を持っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○中央図書館長（関田実千代君） この事業は、さまざまな資料を収集、組織化、データベースへの保存を行うことによって、住民や企業等へ活用しやすい形で、その情報を提供するものでございます。データベースにつきましては、利用者の目的別にメニューを準備して紹介することが可能になり、地域別、時代別、テーマ別等、

さまざまなメニューが考えられます。また、それらをパソコンやスマートフォン、タブレット端末のようなものを使って、自宅や職場にいながらにして簡単に利用することができまして、また実物は、例えば図書館にあるものもあり、郷土博物館にあるものもあり、そういう別々に所蔵されているものであっても、そういうデジタルデータを一元化しておきますと、それを閲覧する方については一元的に閲覧ができるということも可能になるわけでございます。また市にとっては、もし実物の資料を、デジタルデータだけを公開することによって、良好な状態で保存することが可能であるとか、あとまた日常的な閲覧はデジタルデータにすることによって、省スペースになるなどのメリットも考えられますので、非常に有用な事業であるというふうに考えております。ただ、資料のデジタル化やデータベースの作成には、それなりの費用がかかるということでございますので、さまざまな情報を収集して今後研究してまいりたいと考えております。

○16番（佐竹康彦君） メリットは多くあるというふうに、認識されてるというふうに受けとめさせていただきました。実際こういった事業を独自で行ってる企業もございまして、そういった方々のお話を聞きますと、郷土資料の発掘、また活用について非常に大きく貢献できたというような感想も伺ってるところでございます。ただ、費用の面ですね、これは確かにかかるというふうには思っております。

集約される資料といたしまして、今御答弁でもございました郷土史の資料等、考えられるかなというふうに思います。確かに博物館、図書館に収蔵されてる資料を、例えば古い地図をデジタル化することによって、時系列的にまちの発展の跡をたどれるですとか、また古文書、古くから続くお宅の古文書等をデジタル化して公開することによりまして、郷土史研究のさらなる発展が望めるのではないかと。先ほど原本の保存ということもございましたけれども、こういったデジタル化によって、さらにより利用されやすくなる、研究されやすくなる、こういった新しい価値を創造していくことにもつながるのではないかなというふうに考えております。

また市民が立ち上げた団体等の資料も、図書館等には多くあるんですけれども、それらをデジタル化して保存、活用することによりまして、東大和市の市民がどのようなことに関心を持って活動してきたのか、生活してきたのかということも知ることができますし、また今現在のフォトコンテスト等でもたくさん応募いただいておりますけれども、そういった画像を集積することで、市の魅力を内外に発信することもできるだろうと思います。また、古民具等も、実際に現場に公開することも大事なんですけれども、デジタル上で公開することで教育にも役立てることができるのではないかなというふうに思うわけでございます。

さまざま、仮にこうした事業に取り組むとすれば、集約される資料、コンテンツ、その活用については、御専門としておられる市の職員の見識が大いに生かされるかというふうに思います。産業振興の観点、また教育、住民サービス、地域活性化に資する取り組みとして、答弁、重複されるかもしれませんが、どのような展開が考えられるのかについて、再度、市の御見解を伺いたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） デジタル化したデータベースで、どのような展開ができるのかというようにお尋ねでございますけれども、データベースを活用することによりまして、例えば今、議員の言われました地域の歴史に関することや由来に関すること、またはフォトコンテストのデータとか、いろいろ市のそういう情報などの閲覧が容易となりまして、そこにイベント情報などもあわせて紹介することによりまして、他市の方、遠方の方が東大和市に興味を持っていただいて、訪れていただくとか、そういうようなきっかけづくりができるようになるのかなというのが、ちょっと考えていたところでございます。

また、ほかにも、例えば手元のタブレットなどで簡単に古い地図や古文書、それから古い民具など、郷土の歴史に触れることができまして、学校の授業の中でも、その場でそういうものを閲覧したりすることができる

ようになると思います。夏休みの宿題や、自由研究の調べものときにも、そこに、その現物があるところに行かなくても、手元でいろんなものが調べられるというような、そういうことが展開が考えられるのかなというふうに思っています。ほかにもさまざまな展開が可能になるとは思いますけども、東大和市の情報を全国に広く発信することができるツールの一つになるのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 確かに市としても郷土博物館、私も会派の人間とともに行かさせていただきましたけども、さまざまな民具もございまして、また吉岡画伯の絵もございまして、さまざまなものは眠っております、これらを外に発信していく重要なツールではないかなと思います。また教育現場におきましても、当然実物を見る、実物に触れるってことが最重要なんですけれども、しかしながら現物の保存という観点からも、またいつでもどこでも見れるという観点からも、非常に有効な手段ではないかなというふうに思っております。

この項の質問の最後なんですけども、総務省としては1億5,000万円、今回こういった地域サービスイノベーションクラウドの事業に予算を計上しているようでございます。国の事業としては小規模かもしれませんが、各自治体のアイデア次第では大いにさまざまに、介護の分野にしる、図書館の分野にしる、有効に活用できるのではないかなというふうに考えております。今事例として挙げたこと以外にも、本市として発展が望める分野、御答弁もいただきました。さまざまなアイデアを出しつつ、ぜひ積極的にこのような取り組み、当然財政的な負担等もあるのは承知しておるんですけども、ぜひとも取り組みを進めていただきたいというふうに思うんですけども、この点について最後、市の御見解をいただければと思います。

○総務部長（北田和雄君） 地域サービスイノベーションクラウドですけども、大変発展性と可能性のある事業だというふうには思っています。一般的には今、例が挙げられました医療介護関係が、よく例として挙げられます。そのほかには、やはり雇用ですとか農業、産業、この分野でもかなり有効ではないかなというふうには考えています。そこで、東大和市としてどういった分野で、どういったもので活用することが、より市民サービスの向上なり、地域の活性化につながっていくのか、その辺をやはりよく調査研究を今後していきたいというふうには考えています。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。難しい課題、多いかと思うんですけども、ぜひともお考えの一つに入れていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。知的財産関係の質問でございます。

さまざま御答弁をいただきまして、とりたてて特に力を入れている分野ではないのかなというふうにご受けとめさせていただきました。市の産業計画等にも、余り載ってなかったようなものでございますので、そのようなことなのかなというふうに思っております。ちなみに、まず前段階として、知的財産基本法によりますと、この知的財産権、大別して次のように分かれます。特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、あとは育成者権、これは多分農業に関係することだと思うんですけども、あと著作権、これらに分かれています。このうち特に特許権、実用新案件、意匠権、商標権、これが産業発達のための権利である産業財産権に分類されると、こういった内容でございます。これらが知的財産と呼ばれるもののトータルということでございます。

これを念頭に置きながら質問させていただきますけれども、市において制度的に情報集約を行っていないと

いうことでもございました。これは市として市内の産業振興において、知的財産の活用ということは、これまでその必要性、有用性があるとの観点をもち得なかったのか、また市や市内の企業にとって有効なものではあるけれども、行政としてかかわっていくことのプライオリティーは低いと判断しておられたのか、この点についてお伺いいたします。

○市民部長（広沢光政君） 知的財産政策自体でございますけれども、こちらは我が国の産業競争力の強化に当たって重要な取り組みとして位置づけられてるということで認識してございます。そんな中で、先ほど御質問者のほうからもお話ありました政府の知的財産戦略本部、こちらにおいて現在策定中の知的財産推進計画2015、こちらにおきましてもその大きな柱の一つといたしまして、地方における知的財産活用の推進、こちらが据えられる予定だということで、地方創生の重要なファクターと考えられているというふうに考えております。こういったことから知的財産の活用につきましては、有用かつ必要性が高いものであるというふうには認識しております。また市や市内の企業にとっても、知的財産の利活用そのもの、今後その必要性はますます重要性を増してくるというふうに考えておりますので、プライオリティーが低いというような判断をしていたということではございません。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

それとあともう一点、市の産業振興計画にも、この知的財産の利活用といった点、プライオリティー、低いというふうには思っていなかったというふうなお話でもございましたけれども、余り見受けられないように思うんですけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○市民部長（広沢光政君） 産業振興基本計画の中の関係でございます。こちらにおきましては、私どもの産業振興の最終目標といたしまして、東大和市の地域のブランドの構築、こういったものを掲げているところでございます。東大和市で生産されたものを、付加価値を付与した地域ブランド商品として完成さしまして、多様な販路で販売していくということのためには、生産から販売までの連携した取り組みというものが必要となっております。このような商品開発におきましては、今お話ししましたようなそういった取り組みと、知的財産権の取得、利活用というものを一体的に考えることも必要であるというふうに考えてございます。そういった意味から、現在の計画上、明言してるところはございませんけれども、知的財産権についても当然考慮しているというふうに私ども認識してるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 明言はしていないけれども、当然考慮されてるということで了解いたしました。

先ほどの御答弁で、商工会の把握によりますと、市内数社が特許を取得されてるということでございました。その事業や収益への効果はどれぐらい見込まれているのか、また取得しているということで、それが企業活動にどうプラスになっているのか、把握してる限りで結構でございますので、教えていただければと思います。

○市民部長（広沢光政君） 商工会によりますと、今お話ありましたように、市内で現在の3者ほどが特許を取得しているということで情報をいただいております。特許の取得によります事業への成果ですとか収益、そういった効果については企業活動の内容ということもございまして、なかなかちょっと実績を把握することは、大変申しわけございません、難しいところがございます。ただ、一般論といたしまして、技術開発等を含めましてそれなりの資金を投入するということがございます。そういったときにも、企業側といたしましては、費用対効果等を検証した上で、こういった特許権の取得等を計画するというのを考えますと、特許取得自体は

企業活動にプラスになるものと認識しております。

ちなみになんですが、私、一応探しております、今、中小企業庁が平成24年に行っております、平成24年中小企業実態調査等というのがございます。こちらによりますと特許を保有しております中小企業の売上高営業利益率、これは非保有中小企業の約2倍になるというような結果が出ているということでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうした中小企業庁の実態調査によりますと、大変大きな効果が見込まれるものではないかなというふうに受けとめました。非常に大きな効果ということがありますので、ぜひとも市としてもそういう推進を、行政側ができることについてサポートをしていただければなというふうに思っております。

取得及び活用のサポート体制、商工会等が対応されてるということでございましたけれども、市としても、ぜひとも商工会の相談制度を紹介しているということでございましたが、市としてそのための窓口を、独自の体制を築いていただければなというふうに思ってるんですけども、現在はそれがなされていない、通っていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 知的財産権そのものにつきましても、御承知のとおり市内の産業というものに関するところでございますので、市におきましては現在、産業振興課、こちらの担当する業務として、窓口となって対応を行っているところでございます。ただ、今お話にありましたように、専門的な職員が配属されてるということではございませんので、特に知的財産権、これに関することというのは非常に高度な専門的な部分があるということでございますので、より専門的な知識、経験が求められる場合には、内容によって今お話がありました商工会ですとか、それから東京都、または特許庁等を御紹介しているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。なかなか専門的なことであるということでございましたけれども、私としてはぜひとも、後で出てきます川崎市の事例等も含めて、ぜひとも一定の体制を築いていただければなというふうに思います。

それと、ちょっと関連してというところなんですけれども、やはり東大和市としては新しい企業を誘致して、大規模工場を建設してというような物理的な空間がなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。極端に言えば、この狭い空間で仕事しても、アイデア一つで、先ほど2倍の収益というふうなお話ございましたけれども、非常に大きく事業展開できる分野なのではないかなというふうに考えております。

そういった意味で、後から話すことは別として、例えば現在、国におきましてもクールジャパンということで、そういった活動を推進しておるところでございます、その大きな要素の一つは、例えばゲームですとかアニメですとか漫画ですとか、そういった産業でございまして、これには特に著作権が大きくかかわっているかなというふうに思っております。このクリエイターの知恵と創造力、これがこの仕事の重要な要素となっておりますので、そこから生み出されるビジネス面での価値も大変大きなものがあるというふうに認識しております。

今、子供たちに人気の妖怪ウォッチなども、これも多分地方の企業が知恵を出して、ゲーム、アニメ、また各種商品等で展開して、その著作権等々の使用料、莫大なものだろうというふうに考えてるわけですけども、ぜひとも東大和市でもそういったクリエイターの方に住んでいただいて、新しい創造に挑戦していただく体制、築けないかなというふうに考えます。クリエイターに住んでいただく魅力ある土地だなということは、私もこの東大和に住んでおりまして感じてるところでございます、実際、先ほどの吉岡画伯もそうでございますし、

例えば世界的な作曲家でありました武満 徹さんという方も、この多摩湖の景観、大変好きでいらっしやっ
て、この近くにお住まいになってらっしゃったということがございます。武満さん自身は、お隣の東村山市に
お住まいだったんですけれども、実際その創造、創作活動の着想を得るといふか、曲想を得るのは、こうい
った水辺の多摩湖の景観の中だったというようなお話もございますので、ぜひともクリエイターの方に来てい
ただくような行政のバックアップ、こういったものができないかなというふうに考えるんですけども、この点に
ついてはいかがでございましょう。

○市民部長（広沢光政君） ゲーム、アニメ、こういったものはコンテンツ産業というんでしょうか、こうい
った産業等のクリエイター、または企業の誘致ということについてでございます。コンテンツ産業につきましては、
ほかの産業と比べまして波及効果、ほかの事業への波及効果も非常に高いものだというふうには認識して
おります。また今お話がありましたように、クールジャパン戦略の上でも、成長の可能性のある重要産業とい
うものに位置づけられているというふうにも認識してございます。これも今お話がありましたように、創造力
と知恵が、その成果を左右するというようなことで、反面、要するに大規模な設備投資等が必要になるとい
うようなものではございません。そういったことを考えますと、特にクリエイターのクリエイティブな部分とい
うものに関しまして、これも今お話がありましたように、当市の場合は非常にその性質が、自然環境等もございま
すので、そういったところを生かすということもできるのかなというふうに考えてございます。いずれにつ
きましても、当市におきましてもそういったクリエイターの方に対する支援策、そういったことについてはち
よっと調査して、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

次の市内中小企業における知的財産利活用のメリットなんですけれども、一般的ということで御答弁いた
いたかというふうに思います。PR効果や販路開拓などのメリットを挙げておられました。これ当然市内の事
業者が特許等の知的財産を取得したり、それを活用できた場合、メリットとなるということではありま
しょうか。であるならば、市内事業者におきましても、この知的財産権、さまざまな知的財産権の積極的な利活用を
進めることは、市の産業振興にとっても大きな、もしくはそれ相応の効果があると見てよいというふう
に考えてるんですけども、この点についていかがでございましょう。

○産業振興課長（乙幡正喜君） PR効果や販路開拓などにつきましては、市内の事業者の方が東京都の知的財
産権を取得して、それを活用した場合にはメリットになると考えております。また市内事業者の方が、知的財
産権の積極的な利活用を進めるには、市の産業振興にとって、東大和市の地域ブランドの構築を進める上では
効果があるものと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） こうしたこと、市の産業振興にも大きな効果があるという御認識だということでご
ざいました。非常に心強い御答弁だというふうにとめさせていただきます。

次の市の特産物のブランド化なんですけれども、御答弁では意匠権、商標権の取得などメリットがあるとい
うことではございました。現段階におきまして、市の特産品のブランド化や、知的財産権取得のありようにつ
いて、メリットや効果、受けている事例はあるんでしょうか、また特にアピールできるような事項があるのかど
うか、この点について教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市内の製茶業の方が、2001年より紅茶製造を始め、2012年には東京紅茶として

商標登録を行いました。東大和市の緑茶葉を、狭山茶の職人が仕立てた和紅茶を、東京紅茶ブランドとして、東京の新しいお土産として発売しておりまして注目を集めております。東京紅茶の商標は、新しい販路開拓に寄与して、またPR効果により、狭山茶なども注目されているという副次的な効果もあらわれているのではないかと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 現在そういった商標登録をされて販路拡大にも、また付随して狭山茶のPRにも役立っているのではないかと御認識であるということでもございました。ぜひとも東京紅茶に限らず、さまざまな東大和市発の特産品、こういった権利も活用しながら、ぜひとも内外にアピールをしていただきまして、ぜひとも事業者の方には大きくもうけていただければなというふうに考えます。

特産品のブランド化、その際の知的財産権の取得と活用について、そうしますと今後の展開、どのようにしていこうというお考えがあるのかどうか、またその過程におきます行政の役割ということにつきまして、どのような認識を持っておられるのかお伺いいたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市では、市内の農業、工業、商業、サービス業などと異業種交流を促進し、コラボレーションによりまして、地産品のブランド構築や特産品の開発を目指しております。特産品のブランドに向けた知的財産の取得とその過程につきましては、市の相談業務等において支援していただかなければならないと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

先ほど壇上でも申し述べました商工会議所の文言の中にも、付加価値の創造ということがございました。ただ特産品があるというだけではなくて、そこに新たな価値をつくり出していく、生み出していく、創造していくということが、今後さらに重要な点になってくるかと思っておりますので、今御答弁いただいたような点、さらに強化をしていただいて、複数の事業者、また業種がかかわるような、そういった特産品の開発に向けて、さらに力を入れていただければなというふうに考えております。

それに関連しましてと申しますか、かつて私も23年第4回定例会におきまして、地域ブランドについて伺った際に、農林水産省は平成26年度までの事業なんですけれども、農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業、食文化活用・創造事業、こういった名称で予算を補助するものがございました。その中には、地域の農林水産物、50%以上使用した特徴的な料理等について、知的財産権の取得を3年以内に目指すものについて支援をするといった内容がございました。27年度の予算では、知的財産保護活用推進事業というものもございます。こういった形で、ここ数年の国の流れといたしましても、地域の農産物や食品のブランド化、またその知的財産取得、活用について力を入れているというふうに認識しています。地域の産業活性化に資するかと考えているというふうに思っております。

東大和市におきましては、地元グルメの創出ということで、市長を中心にうまかんべえ〜祭、盛大に開催をされておりまして、今回も地元産のコマツナをテーマに、このメニューを競っておられました。取り組みとして、大変非常によい方向なのかなというふうに思っております。こうした市ですとか、市民の方々の努力をさらに生かして地域産業を活性化するためにも、ぜひともこういったうまかんべえ〜祭等のメニュー等につきましても、地域財産権の取得、活用によりましてブランド化の推進、展開していったらどうか考えるんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 現在、商標等は取得しておりませんが、多摩湖梨や東京りんご、市の農産物としてブランド化してございます。多摩湖梨は東大和市、東村山市、武蔵村山市で栽培された梨の総称でございます。3市の多摩湖梨生産組合では、共通の段ボール箱をつくり出荷するなど、知名度アップに努めてございます。梨には、ブランドシールを張ってPRしてございます。こういった特産物について、商標等の知的財産権を取得することは、商品自体の価値を高め、また保護力、信用力の強化も図れることから、ブランド化の推進に寄与するものと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今、多摩湖梨、東京りんご等の御紹介もいただきました。ぜひとも、こういったことにつきましても、行政も御努力いただきながら、この市内外にアピールするということ、例えば梨につきましても、鳥取の二十世紀梨ですとか、大変全国的にも有名になった新しい——新しくはないですけども、そういった品種として非常に有名になったものもございまして、多摩湖梨も非常においしいものでありますし、ぜひとも東大和市発の特産品として、こういったもののブランド化、知的財産権を活用したブランド化というものに、ぜひとも力を入れていただきたいというふうに考えております。また、うまかんべえ〜祭のメニュー等につきましても、ぜひその方向性、御検討いただければなというふうに思っております。これは御答弁は結構でございます。

続きまして、大企業の未利用特許の活用についてということをお話を進めさせていただければと思います。実際、ちょっと国のほうの資料を見ますと、日本の企業の特許実施率というものがございまして。規模別比較ですけれども、大企業ですと35%の実施率、中小企業ですと66%の実施率ということでございまして、大企業、特許をとったけども、使っていないと、実施していないというようなことが数字としてあらわれております。川崎市の事例を挙げておられました。私もこの川崎市の事例、少々見させていただきました。川崎市におきましては、平成26年度から28年度の3年間で、川崎市知的財産戦略推進プログラム、こういったものを計画を立てまして実行しているところでございまして、この政府の資料の中にも、川崎市の事例、挙げておられました。大企業の知財を中小企業へ移転する仕組みを構築されております。当然、川崎市は政令指定都市で、人口規模も、またそこにある企業の規模、数も違うわけでございますけれども、しかしながらその考え方、仕組み、取り組み、大いに参考になるんじゃないかなというふうに思っております。この仕組みを当市の規模や実情に即して、こういった事業を行うこと、行政としても市内産業振興に少なからず貢献するものというふうに考えておりますけれども、市の御見解をお聞かせいただければと思います。

○市民部長（広沢光政君） ただいま議員のほうから川崎市の例を御紹介いただきました。この川崎市の事業につきましてもでございますが、大企業、それから研究機関等と市内の中小企業、こういったものが知的財産を通じて相互に交流する場を提供しているというものでございまして、川崎市の産業振興財団の知的財産コーディネーター、こちらが大企業と中小企業の知的財産に関するマッチング、ここから始まりまして契約交渉、それから事業化まで一貫してサポートを行うものであるというふうに聞いてございます。産業資源、今お話があったとおり川崎市との間では、当市の状況というのは異なるものがございますけれども、知的財産権の利活用ということに関しまして、産業振興の一つのツールといたしまして、参考になる事例であるとは考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも大いに参考にさせていただいて、お取り組みいただければなというふうに考えております。

御答弁にもあったんですけども、当市の大きな特徴といたしましては、国の中小企業支援対策の人材育成の中核を担う中小企業大学校があることでございます。ここには全国から受講生が集まっておりまして、中小企業振興へのさまざまな方途を学んで全国に散っておられます。これ東大和市にとっても、ほかにはない大きな強みであるというふうに私も考えるところでございます。この知的財産権のことにつきましても、マッチング支援事業の実施との御答弁ございました。その取り組みに大いに期待をさせていただければと思うんですけども、現段階で構想できることについて伺わせていただければと思います。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市では、市内事業者の知的財産権の取得や利活用に関する情報を収集しまして、そのニーズに応じて事業、例えば知的財産権のセミナー等の開催を、商工会や中小企業大学校と連携してできないか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうした地道な取り組み、一つ一つ積み重ねていただいて、本当に知的財産というのは、製品開発には大変大きな額が必要ではございますけれども、アイデアということについては、そんな物理的な空間は必要ないということもございますので、ぜひこういった観点、気にとめていただいて、これからの事業等に生かしていただければなというふうに思います。

もう一つ、ちょっと戻るんですけども、川崎市の事例では、その実施方法に何点かありまして、かわさき知的財産シンポジウム、これオープン型交流会となっております、複数の大企業と市内外の中小企業等による交流会、これを年1回行う。川崎市知的財産交流会、クローズ型交流会、これは特定の大企業と地域の企業団体等による小規模な交流会、これを年4回程度行う。また、大企業と中小企業、1対1での個別マッチング支援、こういったことがございました。やはり人の交流、またはマッチング、これが非常に重要な観点として、川崎市としても取り組んでおられるということでございます。こうしたこと、ぜひとも先ほど申し述べられました中小企業大学校ですとか、また地元商工会等と連携をしながら、市がコーディネートをして、市の中小企業事業者の方と大企業との交流の場、意見交換や人脈をつくっていく場を設けること、これ大変有意義なことであるというふうに考えておるんですけども、市としての御見解はいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 市内の中小企業者にとりまして、そういった大企業との交流の場、大企業だけでなく異業種ですね、そういった方々との交流の場、そういったところ、それから意見交換や人脈づくりの場、こういったものを設けるということは非常に有意義であるというふうには考えております。その上で、一番最初に行わなければならないのは、まずは市内の事業者さんの方々が、こういった意向があるか、そういったことを考えた上で、お聞きした上で、市が窓口、橋渡し役となりまして、中小企業大学校もしくは商工会、こういったところと連携いたしまして、関係機関との間で交流会に関するマッチング事業、そういったものが改正できないかというようなことの相談を、持ちかけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも御努力いただければなというふうに思います。

川崎市の事例ですと、これまでライセンスの成約件数が21件であるそうでございます。プリント基板の拡大視認装置、チタンアパタイト含有抗菌塗料ですとか電子機器の免震台足、カーナビ連動型ナビロボット等々、さまざまな製品が生み出されております。こういった事例を見ますと、ぜひともこの知的財産権等を活用して、市の産業振興のために、行政として改めてこういった知財総合支援窓口、これを設けまして、ワンストップでのサービスを提供すること、これを目的とした活動を開始してはどうかというふうに考えるんですけども、

この点につきましてはお考えいかがでございましょうか。

○**市民部長（広沢光政君）** 知的財産権のその利活用というものは、市の産業振興に寄与するというものであるということは十分に認識は持っております。現状におきましても、先ほど申し上げましたように、市のほうでは産業振興を担当する部署におきまして、知的財産権に関する相談、こういったものにつきましてできる限りの対応は行っているというところでございます。ただ、これも先ほど申し上げましたが、知財に関します専門知識を有する職員というものが配属されてるということではございませんので、やはりより専門的なアドバイス、こういったものを必要とする場合には、他の専門機関を御紹介するなどしているのが現状でございます。事業者の方の利便性というものを考えれば、相談窓口によるワンストップサービス、こういったものが一番有効なんだということは十分認識しているところでございますけれども、当市の規模などからも単独で今すぐ開始するということはちょっと難しいのかなというふうには考えてございます。ただ、今後の知的財産権の利活用の推進、そういったことを考えますと、御質問者のほうからお話がありました支援総合窓口といえますか、そういったものの設置につきましても、広域的な運営ですとか委託というものも視野に入れながら研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** よろしくお願いたします。

先ほども申し上げましたので繰り返になりますけれども、やはりこれからのビジネス、または行政のサービスもそうだと思うんですけども、付加価値の創造、これが非常に重要なキーワードではないかなというふうに考えております。市長も先日、他の議員の質問等にもCSVというお話されておりました。これたしか「Creating Shared Value」ですね、共通する価値を創造していくというようなことだと思うんですけども、そういった新しい価値、共通する価値、また付加価値、こういったものを創造していくということが、今後の行政サービスにおきましても、ビジネスの世界におきましても、この価値創造ということ、非常に重要な観点だと思いますので、その一翼を担う大事な分野であるというふうに思いますので、今御答弁、種々いただきましたけれども、ぜひとも力を入れていただければなというふうに考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。葬送における火葬の課題等についてでございます。

市内の死亡者数の推移、今後、予測の死亡者数の推移というもの、御答弁で承りました。やはりこれからふえていくであろうということが予想されるということでございます。また市内の葬儀等の行われる場所云々につきましても、さまざま御答弁いただきました。

これ確認なんですけれども、やはり今後当然ふえると、亡くられる方、当たり前ですけども、ふえると予測されております。それぞれそれによりましてさまざまな課題、浮上してくると考えておりますけれども、市としてもそうした認識のもとに、こうした数をとられておられるということでよろしいのでしょうか。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 市長から答弁もありましたように、今後、死亡者数が増加するに当たりまして、葬儀の利用者、火葬される方の人数も、当然今後は増加していくと認識しておるところでございます。それとともに、市民の方の葬儀のあり方、様式でしょうか、そちらのほうも変わってきていると認識しているところでございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

次に行きますけれども、葬儀のあり方等がさまざま変わっていく中で、葬儀費用ということについて少々お伺

いたします。市民の方が、市民葬につきまして、市が提示してあるこの金額と、実際支払う額について開きがある、つまりより多くかかっているというようなお声がございます。今ちょっと市民葬儀案内ということで、手元の置いてあるんですけども、これによりますと祭壇のことについてはさまざま出ておるんですけども、それ以外のものにつきましては、やはり協定外料金ということで載っております。これにつきまして市としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民葬儀の料金でございますけれども、ここに含まれておりますのが、今議員のほうでおっしゃられましたように、祭壇、それから祭壇用品一式、ひつぎなどと、それから霊柩車の金額が含まれております。協定料金に含まれない主なものとしては、火葬料金ですとかドライアイス、会葬料金の費用などとなっております。協定料金に含まれないものにつきましては、利用者の状況によって数量や品目が変わったり、また火葬も料金が一律でないために市民葬儀の内容には含めてございません。ですので、パンフレット等で皆様に御理解いただいたり、また取り扱い業者のほうで説明のほうをしているということになっております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

その御遺族によって、さまざま、それぞれかかる金額が違うということで含まれていないということでございますけれども、そうしますと提示金額以上のサービスを望むから余計にかかるということではないのかなというふうな思いもいたします。また提示してある額で、葬儀の方法、その提示してある費用のみでの葬儀の方法で、やはり遺族が満足できるような葬儀は、やはりできないのかなというふうにも考えるんですけども、この点につきましての御認識はいかがでございますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民葬儀は、葬儀が華美にならない風潮を抑え、市民の経済的負担の軽減を図ることを目的としております。そのため、華美でない経費を抑えた祭壇を各葬儀場で用意しておりますので、それをお使いいただくことで市民葬儀を御利用される方には、その点においては御満足いただいているのかなと思っております。ただし、先ほども申し上げましたけれども、協定外料金ということに設定しているものにつきましては、どうしても利用者の状況によって金額を設定できませんので、それ以外の経費がかかってしまうということがございます。また今直葬といった形態を望む方もふえておりますので、その場合は病院から自宅、または安置所、それから火葬といった形になって、祭壇を使わないといったケースもありますので、そういった場合はもっと経費が抑えられるということで、葬儀業者のほうでは御遺族の方と御相談しながら、経費のかからない、また華美にならない方法で御満足いただけるような葬儀を提示していると聞いております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 全体的に華美にならないということを主眼として、それでその提示してある協定内の金額で全ておさめることではありませんよというようなことだったかと思えます。火葬ということに、引き続きいきますと、やはりその協定外の料金でドライアイスが一昼夜分で8,640円からということで、これが例えばだんだんだんだん火葬待ちで時間がかかるとすると、さらにドライアイスがかかるなというふうに思っております。夏場なんか、特にかかるんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味でも、この市民葬としてやりたいというような方が、できれば提示された協定内の金額で、さまざまもろもろ満足いくような葬儀ができればいいのかなと、まあできないのかもしれないけれども、できればいいのかなというふうに思います。その提示された金額でおさめたいときに、きちんとおさめることができるのかどうかと。またその

提示されてる金額でおさまってる事例、どれぐらいやるのか、これ把握されてるのかということ、この点につきましてはいかがでございましょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民葬儀で提示されている金額でおさまっている件数がどれぐらいあるかということでは、済みません、こちらでは把握はしておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、この協定料金ではなかなかおさめ切れないので、葬儀業者のほうで、まず利用者の方に、大体一般的な葬儀でかかる費用はどれぐらいかということで聞かれた場合には、市民葬儀プラス50万円程度の費用、それ以外に寺院等への宗教者へのお礼ですね、そういったものがかかるようでしたら、大体これぐらいということで、目安としては市民葬にプラス50万円、それから寺院への費用ということで、目安のほうは立てさせていただいていると聞いております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） やはりプラス50万円、プラス宗教者の方への御礼等々も含めると、ちょっと大きくなるのかな。しかしながら、抑えられる部分については、市民葬で抑えていこうというようなお考えなのかというふうに認識いたしました。そういったことについて、市民葬として行われるものについて、それが幾らかかったかについては、やはりきちんと市としても押さえていくべきじゃないかなというふうに考えてるんですけども、この点についてはいかがでございましょう。

○市民生活課長（田村美砂君） 葬儀業者のほうに直接、そういった亡くなられた方がいらした場合には、御遺族の方が直接御相談される場合もありますし、また御自身で、自分が葬儀をするときに、どれぐらい費用がかかるのかといったことで、私どもの窓口にいらっしゃる方もおりますので、そういった場合には、このようなやっぱり目安の金額ということは御案内はしておりますけれども、これからもそういったことは広めていきたいなと思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、そういった対応、よろしく願いいたします。これだけしか必要ないというふうに思っていて、実際請求されたらとんでもない金額だったというようなことも間々ありますし、特に何度も経験するようなものではございませんので、またその寺院ごとに御礼の額も違うというふうなこともございますので、ぜひともそこら辺、情報提供ということをご心掛けていただければなというふうに思っております。

次の火葬場の件、ちょっと行くんですけども、先ほどの答弁の内容、御理解をさせていただきました。実際、火葬場のない自治体というのが、自治体に所属する市民が順番を待たされる、または葬儀の時間、だびに付す時間も、火葬場のある自治体の市民と比べても、待たされたり時間の融通がきかないという事例があるようでございます。こうした事例につきまして、市としてどのような認識をされてるのかお伺いをいたします。

○市民生活課長（田村美砂君） 火葬場の順番待ちについてでございますけれども、火葬の予約の際に、火葬場のある自治体の市民の方の予約の優先枠というのがあるということで聞いております。ですので、その火葬の予約ができる時間帯を、火葬場のない自治体の御利用の方は制限されてしまうということで、一定の時間帯、希望する時間帯を全て使えるかという、予約の枠を使えないので利用できないといったことがあるということで聞いております。また民営の火葬場もございますので、そちらにはそのような枠はありませんので、もしどうしてもお昼の時間帯とか、ある時間帯を希望する場合は、民営の火葬場のほうを利用することになると聞いております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今おっしゃっていただいた御答弁を踏まえますと、やはり東大和市民、火葬場のない自治体の市民としては、不利益をこうむる場合もあるのかなというふうに思っています。実際この多摩におきましては、武蔵野、三鷹、調布、小金井、小平、東村山、国分寺、狛江、清瀬、東久留米、西東京、そして東大和、この12自治体が火葬場がないということでございまして、私自身が聞いたところによりますと、ことしの2月に御主人を亡くされた方が、御遺体をだびに付すまで6日も待ったということ、当然ドライアイスなどの処置はされてるけれども、やはり遺族としてはいたたまれないのではないかなというふうに思っております。その方は、自分の場合はまだ冬だからよかったけれども、これから夏場を迎えて同様の日数待たされるようでは、遺族の方も困惑するのではないかと心配されておられました。たまたま一人だけのお話ではなくて、ちょっと聞きますと、ほかに何件か同様の御意見もあったようでございます。また、ここ数年の報道におきましても、御遺体を安置しておくスペースが既に不足しているというような報道もなされておりました。また、一方で順番待ちということはそんなないんだよというような情報もあるのも事実でございます。死亡者数の推移を確認させていただきましても、今後ともますますこういった順番待ちですとか、そういった傾向性、強まってくるのではないかとという危惧は拭い切れないわけでございまして、こうした観点からも今から行政として注意を払って対策を検討していくべきであるというふうに考えますけれども、市の見解はいかがでございましょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今後の死亡者数の推移や現在の火葬場の稼働状況を考えますと、この先、希望の日に火葬が行えないというような、長期間お待ちになるような現象が今よりもっとふえてくるのかなというところは想定しているところでございますが、何分、当市、火葬場を持っておりませんので、まだそのような検討はされていない状況でございますので、市民葬儀の協定業者から情報収集に努めたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、今から関心を持っていただければなというふうに思います。先ほど介護のお話をさせていただいて、その後、火葬場の話かと、ちょっと引くところもあるんですけども、でも現実問題として、やはり重要なものかなというふうにも考えております。この火葬場というところは、告別行為、最後の別れを行うということ、見送り行為、火葬炉におさまるのを見届ける。収骨行為、お骨を拾うということ、こういった要素があるようでございます。こういった火葬場を建設できる条件というのはどのようなものなのか、都市計画上、またはどのような性格があるのか、環境面ではどのような制約や課題があるのか、この点につきまして伺いたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 火葬場ができる条件としましては、東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例、こちらのほうに明記してございまして、原則、住宅等の敷地の境界線から水平距離で250メートル以上離れてなければならないと定めております。また環境面につきましては、同条例におきまして、隣地との境界には壁、また樹木の垣根を設ける。また防じん及び防臭の装置をつけるというような形の定めがあり、周辺への配慮を行うということとしております。

以上でございます。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、都市計画上の制約についてお答えしたいと思います。

1点目でございますけれど、火葬場は原則として都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築できないとされております。したがって、都市計画決定が必要でございまして、

2点目でありますけれども、用途上の制約がございます。第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域では、特定行政庁の許可が必要となります。

以上です。

○16番（佐竹康彦君）　そういう現状、内容をお伺いすると、この東大和市で新たなそういった火葬場を建てるということは非常に、ほぼ無理なのかなというふうに思うわけです。ただ、現在から先に向かって亡くなる方がふえるというような状況、火葬をお待ちになる方がふえるかもしれないという状況を考えますと、方法論としては当然自分の自治体内につくるということと、あともう一つは現在その火葬場を持って組合を運営しているところに参加をするかということ、または先ほど言っていた火葬場のない地域、お隣の小平とか東村山とかと連携をして、新たに広域連携ということで運営する方法があるのかと、このような方法を考えられるわけでございますけれども、これらのそれぞれの可能性について、また今後この問題について市としてどのように検討し取り組もうとされておられるのか、現段階での御見解を伺わせていただければと思います。

○副市長（小島昇公君）　先ほどお答えをさしていただいておりますが、現時点では検討をまだしてないというのが事実でございます。確かに高齢者の数がどんどんふえていくというのも事実でございますから、実際にお亡くなりになったときに、火葬場の関係で日数が1週間ほどかかるというのも、最近よくある例だということも認識してございます。そして、一部事務組合、今つくっているところに新たに入れていただくということも、近隣の自治体でも過去にいろんな例ございましたけれども、非常に難しい状況もあるのかなと。新たな一部事務組合をつくること、そして新たな火葬場をつくる話も今お答えをさしていただきましたけれども、非常に難しいところがある。それから、今までいろんな一部事務組合、大和も加盟しておりますけれども、いろんなところで、ある年数がたつとそれぞれ利害が、つくるときには一緒、入れていただくときは一緒なんですけど、何年かたつと状況が変わってきて、それぞれ一部事務組合を、同じそれぞれの市の利益で進めていく難しさも最近是非常に感じております。ですから、そういう中で総合的に検討をしていく必要は、やはりあるのかなということは思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君）　非常に難しい状況だなということの認識はさしていただきました。しかしながら、これから、いずれ人口減少になるわけでございますけれども、ここ何十年かの中の課題としては、見過ごしていい課題でも、決して小さな課題でもないというふうに捉えております。ぜひとも当事者意識を持って、今から何らかしらの手を打てないか、市民の皆様から苦情が多くなる手前で、市としても何らかの手が打てないか、ぜひとも心にとどめていただきながら、御検討いただければなというふうに思います。私も、これぞという解決策を御提示できないのは大変心苦しいんですけども、ぜひとも問題意識を持って事に当たっていただきたいということをお願いをさしていただいて、次の質問に移らせていただきます。

特別支援学級におけるICT機器の活用ということでございますけれども、今後の展開につきまして何点か。ICT機器のハードの面の拡充、これから機器の台数をふやすということなどについて、今後どのようにしていこうとされていらっしゃるのか、またその有用性の認識とあわせて市の御見解を伺います。

○学校教育部長（阿部晴彦君）　ICTを活用した教育活動の充実、そういうものについては、東大和市の学校教育においても必要だというふうな認識で、基本計画にもうたい込んでおります。現実問題として、学校では書画カメラが非常に使い勝手もよく、わかりやすい授業に有効だという声があったので、昨年度、小学校に配備をいたしました。今後もICT、さまざまな機種がございますので、研究をしてまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) 教育長からの答弁からも、また部長からの答弁からも、ぜひとも有用性、御認識いただいているということでございますので、タブレット端末もそうでございますけれども、ぜひとも子供たちの教育力の向上、学力の向上に資するそういったさまざまな整備をしていただければなというふうに思います。

そして、また特別支援教育におけますICTの活用につきまして、特に外部団体との連携ということでございます。現場の教職員の方の日常業務の負担ですとか、またスキルアップにかかる時間などを考慮いたしますと、実績のある外部団体と協力をするという、非常に有効な手だてだというふうに考えております。以前この質問させていただいたときも、パナソニックの教育財団ですとか、また魔法のプロジェクトといった民間のこういった団体との協力関係ということを申し述べさせていただきましたけれども、そうしたことも含めまして市のお考えを伺わせていただければと思います。

○学校教育課長(岩本尚史君) 各学校の指導体制、教員のスキル等ございますが、各学校の実情、必要に応じて授業等に活用できるよう今後も情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) ぜひとも、こういった外部団体との協力も得ながら、特別支援教育におけるこういった活用、ぜひとも進めていただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。私も知り合ひに、当市に住んではいないんですけども、発達障害のお子様をお持ちの方とお会ひしたときに、ぜひとも、おまえ議員やってるなら、そういった方面のこと充実させるようにして欲しいというようなこともお話を伺ひまして、やはり親御さんとしても、その子の今後の成長の中で、その学力の向上ですとか、そういったもろもろ含めて気にされてるところでもあると思ひますので、ぜひとも積極的な取り組みをお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長(中間建二君) 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時54分 開議

○副議長(中間建二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 二 宮 由 子 君

○副議長(中間建二君) 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5 番 二宮由子君 登壇]

○5番(二宮由子君) 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従ひまして、平成27年第2回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

選挙管理についてでございます。

選挙とは、市民生活や社会をよくするために、市民の意見を反映させる代表者を決めるものです。また選挙は民主政治の基盤をなすものであり、そのためにも一人一人が政治や選挙に十分な関心を寄せ、みずからの1票を進んで投じることで、より身近なものになるといえます。しかしながら、近年、政治離れが加速化され、

今回の統一地方選挙では多くの自治体において、投票率の低下や候補者不足による無投票での当選など、深刻な問題が浮き彫りとなりました。

当市においては、22名の定数のところ、27名が候補者として選挙戦が実施されましたが、投票率は前回に比べ約2ポイント下回った結果となりました。このように他の自治体同様、当市におきましても投票率の低下などの課題が明らかになっており、公正、公平な社会を築き上げる上で、1人でも多くの市民の皆様が政治に目を向けていただき、投票所に足を運んでいただけるよう、市としてもよりよい投票環境の整備や情報提供など、今まで以上に積極的な投票率向上に向けた取り組みが重要であると考えました。

そこで、お伺いをいたします。

第1に、投開票の状況について。

ア、期日前投票利用の推移は。

イ、投票率向上の取り組みは。

ウ、開票結果がおくれた要因は。

エ、ネット速報のあり方は。

オ、今後の課題は。

第2に、選挙公報について。

ア、現状及び対応は。

イ、障害のある方々への情報提供は。

ウ、他市の状況は。

エ、今後の課題はなどお聞かせいただきたくお伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして議席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、期日前投票利用の推移についてであります。平成15年12月1日に制度化された期日前投票は、当市においては平成16年7月11日に執行されました参議院議員選挙から導入され、現在に至っております。選挙により期日前投票の期間に差がありますが、期日前投票者数は増加傾向にあります。平成27年4月26日に執行されました東大和市議会議員選挙及び市長選挙の期日前投票者数は、市議会議員選挙では8,311人で前回と比べ1,649人の増、市長選挙では8,309人で前回と比べ1,651人の増となっております。

次に、投票率向上の取り組みについてであります。明るい選挙推進委員による駅頭などでの啓発運動や、投票所入場整理券への啓発文の同封など、さまざまな啓発活動に取り組んでおります。また、若年層に対しては成人式会場での模擬投票も実施しております。

次に、開票結果がおくれた要因についてであります。東大和市議会議員選挙及び市長選挙においては、特に正確性を最優先しているところでもあります。今回の東大和市議会議員選挙では、22人の定数に対し、候補者が27人であったため、開票作業がより一層慎重になったことが要因であると考えております。

次に、ネット速報のあり方についてであります。現在、東大和市議会議員選挙及び市長選挙については、開票速報を当市のホームページ上に掲載し、市民の皆様へ情報提供を行っております。今後も開票状況の速報を実施してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。今回の東大和市市議会議員選挙及び市長選挙において、開票作業における正確性はほぼ確保できたと考えております。今後は開票の迅速化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、選挙公報の現状及び対応についてであります。東大和市議会議員選挙及び市長選挙は、選挙運動期間が告示日から投票日前日まで7日間となっております。現在、告示日に選挙公報原稿の申請を受け付け、原稿の校正、印刷を行い、投票日の3日前までに全戸配布を完了しております。なお、今回の東大和市議会議員選挙及び市長選挙の選挙公報については、初めて市のホームページにも掲載をしたところであります。

次に、障害のある方々への情報提供についてであります。国政選挙や東京都の選挙においては、音声版の選挙公報が東京都から都内の区市町村に配布されております。東大和市議会議員選挙及び市長選挙においては、音声版の選挙公報は実施しておりません。

次に、他市の状況についてであります。平成23年4月の統一地方選挙におけます東京都内の市議会議員選挙や市長選挙では、26市中16市が音声版の選挙公報の作成をしております。

次に、今後の課題についてであります。4年後の東大和市議会議員選挙及び市長選挙での音声版の選挙公報の実現に向け、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、投開票の状況についての期日前投票利用の推移はについて伺います。

壇上でも私、申し上げましたとおり、投票率は前回に比べて約2ポイント下回った結果となっております。期日前投票を御利用される方は回を重ねるごとにふえていって、今回も期日前投票数は前回に比べて1,649人増加されたというふうに御答弁いただいております。

そこで、現在、期日前投票所としては、当市では市役所の会議棟に1カ所、設けておりますけれども、投票率が下がったけれども、期日前投票の御利用される人数は増加傾向にあるという御認識のもと、その有権者の利便性の向上ですとか、また次の項目とも重なりますけれども、投票率の向上に向けての取り組みの一環として、期日前投票所の増設というものを検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） ただいま投票率が減少傾向にあるにもかかわらず、期日前投票を利用される有権者がふえているという御指摘をいただきました。期日前投票所の複数化増設につきましては、しばらく前にはなっていますが、選挙管理委員会の中でもお話し合いをいただいたところでございます。これまでの答弁等と重複してまことに恐縮でございますが、現行制度のもとでは当日投票所投票の原則が厳然としてございまして、期日前投票がその例外措置である。それから、東大和市の面積でございますが、東京都水道局が管理してございます村山貯水池、多摩湖とその周辺の緑地等を除きますと、面積が10平方キロに満たないという小ささでございます。さらに現行の1カ所の期日前投票所が、市の中央部、南部になりますが、中央部にあり、どこからもアクセス距離が均等であるとの理由から、増設の必要性の論議には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） うちの市、そんなに大きな市ではないですし、また市の中心部に市役所が設置されてい

るといふか、市役所の隣が会議棟ですから、そちらのほうに期日前投票所があるので必要ないという御見解、これしばらく前に選管で話し合いが持たれたということなんですけれども、もちろんその話し合いの中で、費用、経費という面も話し合いが出されたんじゃないかと思うんですが、その費用対効果、小さい市だから要らないという見解ではあるんですが、だけれども期日前投票所を利用される方が増加傾向にあるので、やはり投票率の向上という点から考えても、期日前投票所はふやしていただくほうが投票率は上がるのではないかというふうには私は思いますので、その費用の面をまず伺いたいんですが、期日前投票所を1カ所増設することによって、予算的、費用、経費というんでしょうか、どのぐらいかかるのか、試算されてるようでしたら伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 1カ所増設した場合、費用がどれぐらいかかるかということで、他市で複数の期日前投票所を運営している場合、1カ所目、これは市役所に設置するというので、当然、期日前投票所期間中、全ての日で朝8時30分から夜の8時まで開設するというようになっておりますが、2カ所目以降の期日前投票所については、その市区町村の選挙管理委員会が定めることができるとなっておりまして、大体、期日前投票所期間中の3日間程度を開設しているところがオーソドックスな状況でございますので、これに当てはめて考えますと、まず初期投資と申しますか、受付用のパソコンでありますとか記載台、それから自動交付機、投票箱等の購入が考えられまして、それに対しましては200万円ほどの支出が必要になってくると見込んでおります。また人件費でございますが、事務局の職員のほか、臨時職員等で事務を処理するという想定で、あとは期日前投票事務の受付業務、それから当然のことながら投票管理者とお二人の投票立会人が必要になりますので、これらの方々の3日分の人件費として、50万円ほどは必要になってくるという算出をしております。なお、パソコンや自動交付機につきましては、別途メンテナンス等が必要になってまいりますので、申しわけございませんが、この中では算出はしてございません。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 一応、2カ所目以降は時間帯や日程など、日数でしょうか、それは市の選挙管理委員会が定められるということですよ、今の御答弁だと。それで、3日間という試算をさせていただいて、初期投資、また人件費も含めて250万円ぐらいだということなんですけれども、当市には必要ないという選管の意見ですから、それを前提だと話がなかなか進まないの、私は期日前投票所を増設していただきたいという気持ちがありますので、それを思ってお話しさせていただきたいんですけれども、総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会というのが開かれています。ここが平成27年3月に、中間報告を取りまとめました。ここのまとめの中を見ますと、投票環境の向上を図る有効的な選択肢として、柔軟性や機動性のある期日前投票所をさらに効果的に活用することが求められています。当市としても、つくらないという前提ですけど、私は何回も言いますが、つくっていただきたいのでお話しさせていただきませんが、期日前投票所を多くの方が往来する駅ですとか駅構内、また商業施設などへの設置など、柔軟に検討する必要があると思うんですね、こうやって中間報告をまとめられましたから。また、こういった総務省の中間報告を受けて、選挙管理委員会としてはどのような対応を考えていらっしゃるのか伺います。これあくまでも中間報告ですから、最終報告ではないので。ただ、一応こういう方向性で進みますよという指針ではあるかと思うので、一応その選挙管理委員会の対応を伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 総務省内に設置されております投票環境の向上方策等に関する研究会の中間報告を、議員から御紹介いただきました。こちらの研究会につきましては、今のところですが、議員もおっしゃっていただいたように中間報告の状況でございます。また現状では総務省なりを拘束する、例えば答申ですとか、そういうものを出す機関ではないようには聞いておりますが、やはり総務省内にそれ相応

の学識経験者の方でありますとか、有識者の方でありますとか、あるいは選挙事務に関連している方などが顔ぶれとしてそろっておられますので、決して無視できるものではないという認識には立っております。

商業施設に関しまして申し上げますと、テナントの撤退あるいは建物の建て替え等の不安定さを感じているところがございます。またLANの接続なども含めまして、投票所に見合うスペースなどがあるのかどうか、さらに昨年の衆議院選挙のように、解散から告示まで12日間しかないというような選挙の場合、安定的に場所を提供、確保していただけるのかどうかというところに若干なりともおそれを感じているところがございます。ただ、柔軟な考え方が必要であるという議員の御指摘は、そのとおりだとは思っております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁、そのテナントの撤退だとか、安定的な場所の確保が難しいのでなかなか、柔軟な対応は必要だと思うけれども、なかなかどうかかなという考えだとは思いますが、そうすると最初伺った選管では、しばらく前に選管で話し合ったと。しばらくというのは、どのぐらいかというのはちょっとうかがえないんですけれども、現状としばらく前というのは違うと思うんですね。

一例を挙げますと、清原にお住まいの方が、その期日前投票を行う際に、その期日前投票所というのは現在、市役所の会議棟1カ所ですから、ちょこバスのルートが変わってしましまして、市役所にはバスを乗りかえて、乗り継がないと来れなくなってしまいました。これ非常に不便になったと思うんです。また、この清原の地域、東京街道の地域というのは、平成25年4月の地区別高齢化率のデータからも、高齢化率41.3%なんです。これ市内で最も高齢化率の高い地域であって、もちろん高齢者の皆様、単身世帯であるとか、高齢単身世帯、また高齢者の方々のお二人の高齢者、御夫婦そろって高齢者という方もいらっしゃいますけれども、その高齢者対策を早急に取り組んでいただきたい地域でもありますので、そこで先ほどおっしゃってた安定的な場所というのは、やっぱり公共施設だと思うんですね。

その一つといたしまして、公共施設でもあり、またある程度の広さ、先ほど国政の選挙でも小選挙区、あと比例代表、比例区、そして最高裁ですか、何回か投票をしなければいけないというある程度の広さが必要となりますけれども、そういった点から考えても、清原市民センターというのは、例えばLANというふうなおっしゃり方もされてきましたけれども、新しい施設ですのでLANの許容範囲というんですか、そういうのも結構、期日前投票はどこの地域の方でも投票できますから、全員の名簿がなければなりませんので、そういった点においても期日前投票所としては清原市民センターを視野に入れて御検討いただきたいのですが、2カ所目の設置箇所として、ぜひとも清原市民センターを実現していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 今、清原市民センターについてのお話を議員からいただきました。議員御自身のお言葉の中にも、面積ですとかLANの容量についての御指摘もいただいております。清原市民センターは、他の市民センターと違ってしているところは、住民票や税に関する証明書をLANを利用して発行しているという、かつての出張所機能を持っているということで、LANの容量も他の市民センターよりも大きいということと、たしか一番新しい市民センターでございますので、バリアフリー等も行き届いている施設であるということは考えておりますけれども、また議員が御指摘されました高齢化というものにつきましても、清原地区の高齢化がかなり市内でも進んでいるということも認識はしております。

ただ、現行、先ほどの繰り返しになってまことに恐縮ですが、当日、投票所投票の原則と、あと投票環境の向上方策等に関する研究会の関連にも及びますが、こちらでも期日前投票の有効な活用をという提案はなされているように聞いておりますが、それに関連づけた、例えば当日投票所投票の原則の見直しでありますとか、

あるいは期日前投票所運営にもかかわってまいります選挙の執行委託の関連で、基準法というのがございますけれども、その見直しの声も聞こえてこないということで、その辺におきましても若干慎重にならざるを得ないかなという気持ちはございます。

なお、議員が冒頭御指摘になりました少し前と今とでは状況が大分変わっているのではないかとということも、この投票環境の向上方策等に関する研究会の中間報告がなされる前の話し合いでございますので、そこらは重々承知をして、今後考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今御答弁の中にも、LANの容量もあり、他の市民センターよりも大きいですし、またバリアフリーの面でも取り組んでいらっしゃるって、フラットな床で、バリアフリーも大丈夫だということでもありますので、ぜひいま一度、よい機会ですから、選挙管理委員会のほうに問題提起として投げかけていただいて、再度、御検討いただければと思います。

次に、投票率向上の取り組みはについてです。

市として、主に啓発活動に取り組んでこられたというふうな御答弁でした。そこで、今まで取り組んでこられた啓発活動の効果について、市としてどのように捉えていらっしゃるのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長(塚原健彦君) 啓発活動の効果ということでございますが、ちょっと非常に答えがつかなくなるんですけども、冒頭の御質問の中で、投票率が下がっているという御指摘を賜っております。やはり従来型の活動であるというところは認識をしておりますが、明るい選挙推進委員の方々は、ボランティアとして大変一生懸命やってくださっておられるのですが、投票率にはね返ってこないということで、選挙に対する意識の植えつけ程度で現状は終わってしまっているかもしれないという認識でございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) そうですね。残念ながらですけども、今の御答弁のとおり、今までの従来型の活動、啓発活動だけでは、結果的に投票率の向上には結びついていないので、そこで啓発活動だけではなくて、投票率向上という取り組みに対する効果というのをしっかりと検証していただいて、課題ですとか改善点というものを明らかにして、それを次回以降の選挙に生かしていただくことが必要になるのではないかとというふうに思います。

今伺った従来型の活動ですか、その中で今までで改善が図られた活動、取り組みがあるようでしたら伺います。

○選挙管理委員会事務局長(塚原健彦君) 従来型の活動から改善を図ったものということにつきましては、先ほどの市長答弁にもございましたけれども、成人式啓発を行ったという程度でございます。この成人式啓発につきましては、昨年1月の成人式から始めまして、今回の成人式で2度目でございます。模擬投票を行っておりますが、一言投票という内容で行っているものでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) それでは、その成人式啓発ですか、二十の方に模擬投票、昨年と合わせて2回目ということですけども、じゃどれだけ効果があったのかというのを伺いたいですけど、投票率の低い方を、投票率上げるためには底上げをしなくちゃいけないと思うんです。そこで、まず成人式啓発を行った20代の方々の投票がどのぐらいなのかをちょっと伺いたいの、直近の平成27年4月26日執行の東大和市議会議員選挙・市長選挙における年代別投票率を伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 4月26日に執行されました東大和市議会議員選挙におきます年代別の投票率を御紹介申し上げたいと思います。

20代全体の投票率は28.07%でございます。二十ちょうどの方につきましては33.74%となっております。それから30代全体ですと34.08%、40代では43.29%、50代では53.55%、60代が65.03%、70代が72.37%、80代以上の方、80歳以上の方につきましては56.03%となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った20代、30代、やっぱり低いですね。これ前回は低かったと思うんですが、ただ二十ちょうど、これ初めて投票を行う方々だと思うんですけども、やはり初めてのことでですから、しっかりと投票という行為をしていただけたのだと思います。今伺った年代別投票率では、20代、30代、低いんですけども、これからの東大和市を担っていただく若い世代の方々に、積極的に本来でしたら投票していただけるような取り組みを、これから市としてしていただかなければならないですし、また選挙権年齢が現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が17日に可決、成立しました。来年の夏の参議院選挙からこれが適用されます。これによって4年後の統一地方選挙では、現在の中学2年生が投票できることとなりますので、学校教育におきましても模擬投票ですとか、政治参加教育の推進など、主権者としての意識の向上、市民としての地域社会の参加など、主権者教育を選挙管理委員会が教育委員会と連携して取り組んでいかなければなりません。そこで、投票率向上に向けての主権者教育のあり方、選挙管理委員会としてどのような方向性で臨まれるのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 4年後の市議・市長選挙の18歳の投票者年齢が中学2年生ということで、ちょっと若干面食らっておりますが、今回の18歳選挙年齢の改正公職選挙法というものは、マスコミ等でも言われておりますように、70年ぶりの年齢の改正ということでございます。当然、選挙管理委員会がそのままかずかと教育の場に入っていくのはなかなか慎重にならないといけないと考えておりますけれども、今議員の御指摘等々もいただいたところでございますが、今後はやはり教育委員会、あるいは学校の方に積極的な働きかけをして、いい協力をいただきまして、そういった啓発をより力を入れていかなければならないかな——ように考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、教育委員会としっかりと連携をして、取り組んでいただきたいと思います。

今、若い世代について伺ったんですけども、当市も他の自治体同様に、高齢者人口、高齢化率が年々上昇しています。先ほど伺った年代別投票率の中でも、20代、30代、40代、50代、60代、70代と年代が上がることに投票率は上がってますけれども、80歳以上でぐっと下がるんですね。これというのも、やはり高齢化に対応した対策というんでしょうか、これから取り組みが必要ではないかとは私は思っております。ぜひ、有権者の方々の高齢化に対応した投票環境の整備ですとか、投票所の配置の見直しなども行っていただきたいと思います。

ちょっと高齢化率の話をしていただくんですが、平成16年では当市の高齢者人口の65歳以上の方が1万3,068人いらっしゃいました。高齢化率は16.4%。高齢者人口に占める75歳以上の人口割合は33.8%でしたが、その10年後の平成26年では高齢者人口が2万633人、高齢化率が24.2%、高齢者人口に占める75歳以上の人口割合は45.2%になり、さらにこの10年後、平成37年になりますと、高齢者人口は2万3,557人、高齢化率は26.8%、高齢者人口に占める75歳以上の人口割合が60.7%まで高まると見込まれています。このように市内全

体、これはもうあくまでも市内全体の平均ですから、先ほど申し上げた清原はもっともっと高齢化が進んでいると思うんですけども、市内全体での高齢化が進む中で、先ほど申し上げた清原もそうですし、同様に湖畔地域の高齢化も深刻な課題として、問題点として挙げられると思うんです。

これ一例を申し上げますと、清原地域というのは、平たんな地域ですよ。しかしながら、湖畔地域というのは丘陵地帯というんでしょうか、丘の上に家が建ったりしておりますから、湖畔1丁目から2丁目にお住まいの方というのは、第4投票区ですので、狭山公民館が投票所となります。ということは、御自宅から坂をおりて市道8号線を渡った後、市道245号線の坂を上って投票所に行かなければなりません。その投票所までの急な坂道を考えると、投票を断念せざるを得ない有権者の方がいらっしゃるようであれば、1人でも多くの方が選挙で1票を投じる選挙権を行使できる環境整備を市としても図るべきですし、また歩行が困難な方や高齢者の方の投票所までの安全性ですとか、利便性を確保するためにも、年齢構成の変化に応じた投票所の整備を検討する時期が来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 湖畔が清原地区と並んで高齢化が進んでいるという認識は、当然私も考えているところでございます。また議員の御指摘にも沿うことではないかと思いますが、従前の選挙管理委員会の話し合いの中でも、高齢化というものは東大和市全体の問題として捉えるという意見は出てございました。そうした中で、じゃ代替施設があるのかということがありますけれども、やはり議員のお話のとおり、高齢化が急速に進んでいる中では、現状の投票所ですりしいのかどうか、あるいは投票所までの足の確保をどうするのかというようなことも含めて、改めて選挙管理委員会に意見を聞かなければいけないかなということは考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、高齢化ということが、全体の問題として捉えられていて、問題として捉えられているけれども、なかなか解決策が導き出せないということでしょうか。じゃ湖畔という地域の中では、例えば投票所などの——狭山公民館以外の投票所での検討などはされたのでしょうか、伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 湖畔地区には、市の施設といたしまして、湖畔集会所というものがございます。こちらをサンプルに考えたことがございますが、玄関を、段差があって土足を脱いで上がりますとか、和室と奥の集会所、集会室と言うんでしょうか——の二部屋がありまして、投票施設と想定するのはそちらの集会室になるかと思いますが、面積が63.7平米程度ということで、かなり狭いかなということで、この想定も沙汰やみの状況でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 湖畔集会所の検討をしていただいたけれども、面積的にちょっと狭い、手狭かなということだと思っておりますが、例えば今おっしゃった靴を脱いでというの、下にビニールシートをひいて、段差があるようでしたらそこはフラットにするとか、いろいろ考え方はあると思うんです。ただ、狭いというところの観点からいえば、一つ御提案なんですけれども、今この第4投票区域というのが、狭山1丁目から3丁目、清水1丁目、湖畔1丁目から3丁目、多摩湖1丁目、4丁目でしょうか、この区域、投票所の区域なんですけれども、その区域にお住まいの方で高齢者の方、障害をお持ちの方、また妊娠されてる方、あと投票所となる狭山公民館での歩行が困難な方ですとか、その付き添いをされてる方とか、御自宅から比較的近い湖畔集会所で、そういった方々が投票を行うことができないんでしょうか。というのも、ここに第4投票区の、例えば、じゃ第4投票区を分けるとして湖畔1丁目から3丁目の方という限定をするのであれば、そこに住んでらっし

やる方、全てを対象になってしまうので、それなりの例えば投票用紙の書く台を多く設置しなければいけないと、いろいろいろいろあるとは思いますが、ただある程度の限定をされた方、歩行が困難な方ですとか、先ほど申し上げたように限定な方、要するに投票所を狭山公民館か湖畔集会所かどちらか選べるように、その第4投票区の柔軟な対応ができるかどうか、御検討をいただけるかどうか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 議員の御提案は、そうですね、基本を現行の狭山公民館としながら、一定の条件をお持ちの御高齢の方ですとか、何らかの障害をお持ちの方ですとか、あるいは付き添いの方が必要な方は、湖畔のいわゆる起伏の強い地形等も考慮して、分室のような形で湖畔集会所で投票できるようにはできないかという御提案だと思います。実は現行法の制度上、1投票区1投票所主義という原則があるようでございます。4年前の東日本大震災の折も、避難先でその方々のための投票区の投票所という考え方も出たらしいんですが、この1投票区1投票所主義というものが横たわっていたために、実現できずに期日前投票所を1日ごとに移しかえるとか、あるいは当日投票所にそういった方々を移送するというんでしょうかね、時間限定になろうかと思いますが、そういう措置で苦肉の策をとったというふう聞いておりますので、なるほどと思う御提案なんですけど、ちょっと現状では難しいかなと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 公職選挙法でしょうか、現行法では難しいということですが、であるならばその投票区域の柔軟な対応という観点から申し上げますと、現在、1投票区1投票所ですか、選挙日の当日、投票は1投票区1投票所です。有権者は、指定された投票区以外の投票所での投票は認められてません。しかしながら、先ほど私、申し上げました総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会の中間報告の中では、投票区外での投票に関しても提唱されてるんですね。選挙当日、いずれの投票区でも投票できるようになれば、先ほど御提案させていただいた湖畔地域の課題で申し上げた投票所、どちらか選ぶ柔軟な対応というの、市内全体に対象範囲が広がればどこでも投票ができるようになります。

また今まで、例えば御自宅が投票区の境にあったために、お隣の投票区の投票所のほうが本当は近かったのに、定められた遠い投票所に行かなければいけなかったという方もいらっしゃると思うんですね。そういう方も、自宅のそばのお隣の近隣の投票所を利用できますし、また駐車場が充実している投票所ですとか、有権者となる市民の皆さんにとっては、利便性の高い投票所での投票を選ぶことができるんですね。特に先ほども申し上げた歩行が困難な高齢者の方ですとか、そういう方々の投票の機会を確保することにもつながるというふう考えられます。同一選挙区内であれば、例えば市議・市長選ですと東大和市内の同一選挙区内であれば、有権者が投票所を自由に選ぶことということが実現され、そして例えば期日前投票所を選挙の当日も継続的に投票所として利用できるようなれば、投票所の柔軟な設置が可能となり、駅構内、商業施設、なかなか商業施設というのはテナントが確保できにくいんじゃないかという懸念もありますけれども、そういった懸念もありながらも、やはり有権者の立場に立って、特に投票率の低い若い世代の方々というの、お買い物の帰りに投票ができるという利便性もありますし、その投票しやすい環境整備というものを図る必要があると思うんですね。実現するには、この現行法、公職選挙法の改定が必要となりますけれども、国自体も投票率低下を深刻に受けとめておまして、早期の改革実現を目指す考えを示しています。

ですから、本市としても、今からね、今からです、有権者にとって利便性のある投票所の設置場所の検討というものを進める必要があると考えますが、御見解を伺いたいと思います。今から考えられるかどうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 投票環境の向上方策等に関する研究会で、議員のお話いただいた

どこでも投票所というんでしょうか、そういったものが検討されているということは認識してございますが、そのどこでも投票が、現行の15カ所の投票所、どこへ行ってもできるのか、あるいは別途どこでも投票所と呼ばれるような施設ができるのかというところで、最終的に投票環境の向上方策等に関する研究会、これがどんな見解を持ち出してくるのかなというところはもう少し見ていたいと思います。

利便性の高いところへの投票所の設置と申しますか、そういったところはもちろん検討すべき設置場所ということにはなろうかと思いますが、現状、当日投票所の現在のありようを考慮いたしまして、新たな施設の模索は考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 新たな施設を模索されているということですが、その全体、市内全域でどこでも投票ができるとなると、期日前投票と同じ考え方ですから、そうすると先ほどおっしゃっていたLANの容量のことですか、いろんな課題があると思うんですね。ですから、今からいろいろと御検討いただいて、場所もそうですし、あとLANの容量をじゃどうするんだとか、さまざまな点を選挙管理委員会としてぜひとも御検討いただき、この研修会ですか、今、中間報告ですけれども、最終報告が出た段階ですぐに法案という形になると思いますので、そういったときには当市としても迅速に対応ができるように、ぜひともお願いいたします。

次に、開票結果がおくれた要因はについてです。

市議会議員選挙の候補者が27人と多かったので、開票作業がより慎重になったためおくれたという御答弁でした。もちろんその開票時に正確性を担保するために慎重になるのは、うちの市だけではなくてどの自治体も同様で、当然慎重に、間違いがないように慎重に行うべきであると思いますが、じゃ例えば当市よりも人口でも、人口もそうですし、候補者数も多い自治体であっても、それぞれ開票というのはスピーディーに迅速に行われておりますので、当市の開票のあり方というんでしょうか、開票に対する姿勢、またその開票の手順に私は課題があるのではないかと考えています。

それにしても、投開票の翌日の新聞の朝刊に、当市以外の19市は全て確定得票が掲載をされていたのに、これ1紙は実は確定投票が出てるんですけども、1紙以外の新聞は全て開票率45%でした。これ余にもお粗末過ぎる話であって、何らかの改善が必ず必要ですし、次回の4年後の選挙のときには、皆どの自治体とも同じように、うちの市、当市においても確定投票としてばんと出せるように、これから取り組みを進めていただきたいんですが、そこで最終的に今回、得票が確定された時間というのは何時であったのか何うのとあわせまして、市民の皆様も非常に、私もお電話、何本もいただきましたけれども、どうなってんだという形です、どのような御意見が選挙管理委員会のほうに寄せられたのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 確定時間が遅かったという御指摘でございまして、本当に多方面の関係者の方々に御迷惑をかけたと認識しております。

まず市議選の得票確定時刻でございますが、月曜日、4月27日の午前2時9分でございます。市長選が午前零時46分です。

それから、市民の方からどのような御意見を寄せられたのかという御質問でございますが、ただただお叱りを頂戴していたというのが実際でございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 確定時間が翌日の午前2時9分というのは、開票作業を迅速に行うために、自動読み取

り分類機というのを導入したと思うんですけども、導入する前の手作業で、イチゴパックに入れて手作業で行われていたところと時間的には変わりがないと思うんですね。もしかしたら、それ以上に今回は残念ながら遅かったかもしれません。その今回の開票作業の流れというのを伺いたいと思うんです。それはなぜかという、どこの段階で開票が滞ってしまって、作業が滞ってしまって、票が滞ってしまったから、こんなに2時9分という明らかに遅い時間にしか、確定時間、確定されなかったというのはどういった原因があるのか知りたいので、作業の流れをまず伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 作業の流れでございますけれども、市議会議員選挙につきまして、先ほど議員がお話くださいました自動読み取り分類機を設置してございます。市議会議員選挙の流れを申し上げますと、まず開披、投票用紙を開くという作業でございますが、大分類で本当に票を開くだけと。それから、中分類でお話に出ました自動読み取り分類機にかけまして、もう一つ、小分類というのがございます。これは自動読み取り分類機が読み取り不能と判断して打ち出した票を、人の目で分類するという作業でございます。この開披分類を通過いたしますと、今度は間違いがないかどうかという点検をする第1点検係、第2点検係という二段構えの点検係がございます。その後、100枚束にするために第1計算係、それからそれをさらに確認する、同じ作業を行います、第2計算係というのがございます。こうした、特に開披分類の中で生じた疑問票につきましては、効力審査係が審査をいたしまして、最終的に効力判定係が有効、無効を判定いたしまして、開票立会人、あるいは選挙立会人の方に御説明を申し上げているところでございます。

これらの票、特に有効票が進んでまいりますと、最後、最後といいますのは、開票立会人の方、あるいは選挙立会人の方に確認をいただく作業をいたします得票集計係というのがございます。今回の開票作業におきましては、この得票集計係に票の束が積み上がってしまったと見ております。これは私ども事務局の人間から、選挙立会人の方、開票立会人の方ですけれども——の方々に、票の束を回す前に少し再点検をしてくださいとお願いしたためではないかと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 開票作業の流れ、詳細、伺いました。最終的には得票集計係ですか——の方が、点検を2回して、計算も2回したのに、プラスアルファ、再度点検をされたということですよ。事務局から再点検してくださいというお願いをされたということですので、この得票集計係の方というのは、立会人の方に票を回す前ですから、慎重に、丁寧に、責任感を持ってやっていただいて、再点検を行っていただいたんだというふうに思っております。しかしながら、今伺ったような手順ですと、じゃこの得票集計係というのは、何名ぐらいでやってらしたんですか、結局そこで票が滞ってしまって、たまってしまったから開票の確定が遅くなったということなんですが、これは何名で再点検されていたのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 市議会議員選挙の得票集計係としては、7名の職員を充てておりましたけれども、このうちの2名は別の係と兼務をしておりましたので、ずっと得票集計に張りついていたのは5人であろうかと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） じゃ、この得票集計係、その5名の方ですか、最終的には。毎回毎回、毎回の選挙ごとに得票集計係の方っていらっしゃると思うんですけども、今回に限って票が滞ってしまったんですよ。じゃ、その今回に限った作業というのは、プラスアルファの事務局がおっしゃってた再点検をしっかりとくださいという、じゃこの再点検とは何の再点検をされたんでしょうか。その見方によっては、違う票がまじって

いるかどうかの点検とかいろいろあると思うんですが、ただそれをするには5人では余りにも少ない、人数的に少ないですし、票がたまってしまうというのは、もうこれ一目瞭然でわかることだと思うんですが、何の再点検をされたのか内容を伺います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 今議員からもちょっとお話が出ました混入票、それからいわゆる天地表裏、上下、裏表ですね。それがきれいになって、開票立会人の方に回せるかどうかというのを、再確認してくださいというお願いをいたしました。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺った混入票ですか、混入票というのは、例えば機械で仕分けした後でも混入票が入ってたということですよ。ただ、第1点検、第2点検って2回点検してるじゃないですか。そこで混入票というのはある程度わかると思いますし、また、じゃ天地表裏がばらばらというか、裏表、両方になっていたら困る、それをそろえるというのも、その機械で仕分けした後のその2回の点検でやっていただければよいことだと思います。ですので、わざわざ得票集計係がそこまで見なくても、よかったのではないかというふうに思うのですが、もう一つ、混入票に関して申し上げれば、せっかく機械で分類してるんですから、再度、3台機械がありますけれども、そのうちの最初は3台をフルに稼働させて、ある程度票がさばけたらば、1台を再確認、要するに混入票がないかの再確認に回すなどといった、機械というものの有効活用を行って、ぜひ混入票の見直しですか、点検は機械に任せてもいいのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 自動読み取り分類機につきましては、議員さんも御指摘くださいましたとおり、開票の迅速化を目指して導入したものでございます。今後、改めて自動読み取り分類機の効果的、効率的な活用方法を、担当業者も含めて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、業者とともに、その機械の有効活用というものをじっくりと研究していただきたいと思います。

○副議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時54分 延会